

河合町議会会議録

令和元年 9月19日 開会

河合町議会

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第3号（9月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
長谷川 伸 一	3
谷 本 昌 弘	16
馬 場 千恵子	26
常 盤 繁 範	40
中 山 義 英	49
○散会の宣告	65
○署名議員	67

令和元年9月19日（木曜日）

（第3号）

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年9月19日（木）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
安心安全 推進課長	上村 学	総務課長	小野雄一郎

財 政 課 長	上 村 卓 也	社会福祉課長	浦 達 三
高齡福祉課長	松 村 豊 範	住民生活課長	上 村 英 伸
環境衛生課長	佐 藤 桂 三	まちづくり 推 進 課 長	中 島 照 仁
教育総務課長	中 尾 勝 人	生涯学習課長	小 槻 公 男

会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第3回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受け付け番号6番から10番の質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 6番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、長谷川伸一、一般質問通告書に沿って質問いたします。

質問事項第1、財政再建の道しるべ。

清原町長、田中副町長に今後の指針等をお尋ねします。

質問内容、経常収支比率について。

会計責任者任用試験委員の1人である総務部長にお尋ねします。

質問内容は、経常収支比率についてお尋ねします。

この指標は、経常的経費に経常的な一般財源がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわしています。

平成29年には103.2%、つまり、約1億3,800万円義務的経常経費が経常財源より多くなっています。29年度預金に当たる財政調整基金から約1億5,000万円ほど取り崩し、苦肉の策で実質赤字なのに何とか黒字に持っていつています。

まず、質問します。

1番、平成30年度一般会計経常収支比率は出ましたか。

2番、平成30年度は基金からの取り崩しは幾らですか。

3番、経常的経費の中の人件費について、この10年、確かに定年退職者数も多く、総額人件費、減少しています。来年採用計画の人数、内訳と、その募集人数の根拠をお示ください。

4番、河合町での定年退職者の再任用制度を詳しくご説明願います。

5番、参与、参事、理事の職務内容、勤務体制と給与はどのようになっていますか。

6番、現在、参与、参事、理事、何人在職していますか。

7番、現在の河合町の正職員数と技能労務者数、臨時職員数は何人ですか。

平成29年度経常経費充当一般財源から支出した人件費は幾らですか。また、その人件費の経常収支比率は何%ですか。

9番、平成29年度全国自治体の決算カードの決算書では、人件費総額約15億185万円、一方、町のホームページを見ますと、約15億7,339万円となっています。この7,150万円の違いを説明ください。

10番、公債費、ローン返済について、平成29年度は約11億172万円、内訳は、元金返済約9億8,349万、利子返済約1億1,696万円です。また、一時借入金利子が約127万円となっています。今後10年、毎年約11億円ぐらいの返済計画とお聞きしています。県の地域振興部長であられた副町長は、この点についてどのようなご見解をお持ちですか、お考えをお示ください。

11番、人件費と公債費、ローン返済で経常収支比率約55%になっています。類似団体全国約63町の中で、人件費は55位、公債費は最下位の63位です。平成30年度はどのように改善されましたか。

12、最近論議を醸しています補助費と維持補修費について、経常経費充当一般財源からの補助費は約4億5,610万円、維持補修費は約3,468万円となっております。同じ類似団体比較

で低位です。自主財源の歳入減はありますが、どうしてこのように本町は補助費、維持補修費にお金が回らないのか簡明にご説明ください。

13番、物件費、性質別経費の中で、物件費の中に一部人件費が含まれているとのことですが、どのような人件費で、29年度の金額を教えてください。

14番、平成30年度の実質公債費比率、将来負担比率、地方債残高、基金残高をお示ください。

2番目。最後に、清原町長と田中副町長にお尋ねします。

この質問内容は、決算書公表前の質問内容ですんで、ちょっと齟齬があります。読ませていただきます。

平成30年度は歳入歳出も約70億円、繰越明許、町営住宅修繕約470万円を差し引いて、実質収支は約1,500万円強黒字とお聞きしています。30年度は、他町村と比べて少ない基金から取り崩して黒字になりました。今年度、令和元年度は寄附金約4,800万円を返金しなければなりません。自由に使えるお金、預金、財政調整基金は残り約1億円ばかりになってまいります。このままでいきますと、令和2年、3年度には実質収支赤字になることは必至と考えますが、いかがお考えですか。この赤字回避のための対策と施策をできるだけ具体的にお示ください。

壇上での質問は以上です。自席にて再質問いたします。理事者側の答弁はできるだけゆっくりと、一般の傍聴者の方にも理解できるよう平易な言葉でご答弁、ご説明よろしくお願いたします。自席にて再質問いたします。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、多岐にわたるご質問、ありがとうございます。

ちょっと詳細な説明につきましては、担当課長のほうからさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、担当課長さんからよろしくお願いたします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） そうしたら私のほうからは、財政健全化の道しるべということで、

1つ目、経常収支比率の件についてお答えさせていただきます。

まず1番、平成30年度一般会計経常収支比率ということでございます。

103.4%、対前年度0.2%増加しております。

2番目、平成30年度は基金の取り崩しはあったかということでございます。

基金につきましては、30年度につきましては基金からの繰り入れはしないで、黒字決算となっております。

そして、すみません、ちょっと飛ぶんですけども、8番目、平成29年度経常経費充当一般財源から支出した人件費は幾らかということでございます。

経常経費充当一般財源総額44億6,249万5,000円のうち、人件費は12億6,614万8,000円、比率で、全体の比率103.2%のうち、29.3%を占めております。

9番目、人件費で決算書とホームページ、町のホームページ掲載の金額の違いはということでございます。

恐らく決算書ではなく、国が公表しております決算状況、いわゆる決算カードだと思われまます。この決算カードとは、毎年7月に町が作成し、県を經由して国に提出する地方財政状況調査に基づき作成されているものでございます。本調査は、普通会計でのベースで作成しております一般会計生活特会、住宅特会、水洗特会などがあります。これをベースに作成しております。また、町がホームページなどで公表させていただいております性質別決算額と取り扱いのほうが異なるため一致しておらないということでございます。

そして次に、11番目、平成29年度では人件費と公債費で55%を占めていたがということで、30年度はということでございます。

30年度の人件費29.1%、公債費が25.7%、合計54.8%となっております。

次に、12番目、補助費と維持費の補修が類似団体と比較して低い理由ということでございます。

補助費等とは性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される経費となっております。類似団体の詳細が公表されておませんが、また一部事務組合の加入状況が異なるため、比較は困難でございます。ただ、本町の平成29年度補助費等のうち、経常一般財源決算額は4億5,600万円、多いところでは16億8,000万円、逆に小さいところでは1億5,500万円となっております。

続いて、維持補修費につきましても、各類似団体の公共施設の状況などによって異なってくると思われまます。金額に大きな差が出ております。本町の平成29年度維持補修費のうち、

経常的な一般財源決算額3,500万円、多いところで4億6,400万円、逆に小さいところでは100万円となっております。

続いて、13番目、物件費の中に一部人件費が含まれている内容はということでございます。

物件費の中には人件費は含まれておりません。ただひょっとして、その一般賃金という部分は物件費なんですけれども、その部分が人件費だというふうに思われているのかなというふうに思います。その金額としましては、2,613万6,000円となっております。

次に、14番目、平成30年度実質公債費比率、将来負担比率、地方債残高、基金残高はということでございます。

まず、実質公債費比率21.1%、将来負担比率209.1%、地方債残高127億5,300万円、主な基金としまして、財政調整基金1億2,100万円、地域振興基金7,100万円となっております。

私からは以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、続きまして、1番目にご質問いただきました経常収支比率に係るご質問の内容のうち、人事関連のものに関しましてお答えいたします。

まず、3番目にご質問いただいております来年の採用計画の人数、内訳、その募集人員の根拠というご質問ですが、来年度の職員採用における試験種類と採用予定人数、こちらにつきましては、認定こども園の開園と子育て世代包括支援センターの開設、これを見据えて募集する人員が6名程度となっております。その内訳は、幼稚園教諭、保育士、これが2人程度、そして、看護師、栄養教諭、または管理栄養士、そして保健師、社会福祉士がそれぞれ1人程度を予定しております。そして、それ以外の職員としましては、一般事務職10人程度、建築技術職、土木技術職それぞれ2人程度の募集となっております。

これらの募集職種と人員の根拠につきましては、昨日の佐藤議員のご質問にも答弁いたしました。本町の職員数が類似団体と比較して33名少ない、そして、それを臨時職員の雇用で賄っている現状があるということ、また、本年度末を含めました向こう3年間で21名もの職員が定年退職を迎えることから、組織を維持するためにはその退職までに一定数の職員が必要なることを考慮して決定したものとなっております。

次に、4番目、定年退職者の再任用制度についてご説明いたします。

再任用制度につきましては、地方公務員法第28条の4に定められたとおり、定年により退職した職員を従前の勤務成績等に基づく選考により採用することができる制度でございます。

年金支給年齢の引き上げに伴いまして、雇用と年金を連携させるという目的もありますが、本町ではそれに加えて、定年退職者の知識と経験を活用するために、平成25年度の定年退職者より実施しているものとなっております。

続きまして、参与、参事、理事の職務内容、勤務体制と給与というご質問ですが、参与、参事につきましては、昨年度の不適切事務処理に関連して設置した河合町コンプライアンス向上委員会の会長及びその事務補助として職員研修の実施などを担当しており、参与は週に3日、参事は週に2日半、2.5日勤務されております。

報酬の額は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により定められております。

次に、理事につきましては管理職級の臨時職員でありまして、さきの不適切事務処理の一員であった住宅管理関係などの業務を担当しておりまして、常勤という勤務体制になっております。

賃金の額は、本庁の再任用職員の例に倣った金額を支給しております。なお、参与、参事、理事はそれぞれ1名在職しております。

次に、現在の正職員数、技能労務職員数、臨時職員数というご質問ですが、現在の一般職の正職員数は159人となっております。そのうち6人が技能労務職員となっております。そして臨時職員の数につきましては、事務補助としての位置づけで雇用している人数は27人となっております。

以上となります。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、私に対しまして、赤字回避に向けた対策と施策についてということでご質問ありましたので、ちょっとお答えをしたいと思います。

平成30年度は、先ほどの報告にもありましたが、基金を取り壊さずに黒字になりました。しかし、今後もしばらくは大変厳しい状況は続くことが予想されます。基金をできる限り維持し、令和元年度以降の厳しい状況を乗り越え、安定した行財政運営を行うために、より一層の歳入確保、それから歳出削減と、人口減少対策による町の活性化と増収に取り組んでいかなければならないと強く考えております。大きな方向としましては、河合町の特性を生かしまして、近鉄3駅の駅前活性化や事業計画はない町有地の売却による増収の検討です。それから、既存公共施設の継続、廃止、用途変更などを視野に入れましたという見直しによ

りまして、維持管理経費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 長谷川議員のご質問でございます。

私の本来の役目は、町長がお示したそういう施策の推進に助力をすることでございますので、できる限り私見は挟まないようにということでお答えを控えておりましたが、ご指名でございますので、若干私見がまじるかもわかりませんが、失礼をしてお答えをしたいと思っております。

議員お述べの11億円の返済が毎年起こっていることは事実でございます。事実は事実として真摯に受けとめるべきだと考えております。ただし、その事実を事実として認識する際に、現状の認識を新たにしたいということで、ここ私就任から2カ月、いろんな資料を調べて、今、分析をしている最中でございます。ですが、財政指標の今後の指標を見きわめながら、できる限り将来の若者たちに負担を残さないように、負担を残さないようにといたしますか、軽減すべく、誠心誠意頑張っまいりたいと思います。ただし、町の将来の事業なしに活性化は望めないと思っております。それで、この厳しい状況にあっても町の活性化を図っていく上で必要な事業、それからまだもっとそぎ落としていけるような事業、そういうものも探せばあるはずでございます。その辺を町長と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問します。

まず1番目から、皆さんわかりやすいように一問一答で再質問させていただきます。

1番、経常収支比率103.4%となって、0.2%悪化しました。これについて、分母に当たる経常一般財源は幾らですか、もう一度教えてください。また分子、義務的経費、経常経費は幾らかかったのか教えてください。それと、令和元年、2年の経常収支比率の見込みは今予想できましたら教えていただけますか。

以上、お願いします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 経常収支比率の、すみません、30年度の経常一般財源及び経常経費、充当一般財源ということでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○財政課長（上村卓也） すみません。経常一般財源が総額で43億2,148万7,000円となっております。経常経費充当一般財源、総額で44億6,757万8,000円ということになっております。

あと、経常収支比率の令和元年の見込みということなんですけれども、ちょっとまだ詳細の部分を算出しておりません。認定こども園繰り越しになったり、そういったことでちょっとまた算定が変わってきておまして、また数字が出次第報告させていただきたいと思えます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 令和元年度の見込みがちょっとわかりにくいということなんです、まず簡単に、100%を超えるか超えないか、それだけでも。イエスかノーかご返事ください。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） はい。すみません、今の見込みでいきましたら100%を超えるというふうを考えております。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議長。

2番目、基金の取り崩し額、平成30年度はゼロ、平成29年度は1億7,000万、平成28年度は1億3,100万、平成27年度は5,100万になっております。平成30年度の財政調整基金と減債基金、地域振興基金等の基金残高をもう一度教えてください。

また、財政調整基金とは何をするための基金か、減債基金、地域振興基金のそれぞれの目的をわかりやすくご説明ください。

河合町と財政規模、人口、産業が類似する自治体、つまり類似団体の中で基金残高は平成29年度で何位に位置するか教えてください。

住民1人当たりの預金額は幾らになりますか。また、地方債一般会計の地方債の借金の1人当たりの金額をお教えてください。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、基金残高でございます。減債基金につきましては45万円というふうになっております。

財政調整基金につきましては1億2,109万7,000円ということになっております。

地域振興基金につきましては、7,050万3,000円ということになっております。

財政調整基金の目的ということでございます。財政調整基金につきましては、天災事変とか、例えば多額の費用が発生した、臨時的な部分で発生した場合にその基金を充当するということになっております。

あと、すみません、地方債残高ということでよろしいですか。30年度末の地方債残高、一般会計127億5,258万4,000円ということになっております。

以上です。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、まず基金の目的から、財政調整基金なんですけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました緊急時の対応、あるいは年度間の財源調整という目的がございます。

それと、減債基金につきましては、地方債の償還に充てるということで、地域振興基金につきましては、ちょっと範囲が広いんですけれども、地域福祉の向上、あるいは子供からお年寄りまでに使うという目的でございます。

あとそれと、類団との比較なんです、これについてはちょっと今資料を持ち合わせておりません。申しわけないです、後で報告させていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、1人当たりの貯金の額、あるいは、1人当たりの地方債の残高、これにつきましても、現在資料を持ち合わせておりませんので、後日ご履行させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと私から申し上げてもいいんですけれども、時間がもったいないで、次の質問に入ります。

人件費、町のホームページに掲載している性質別経費、人件費を参照しますと、平成20年は17億4,042万円から平成29年度は15億7,339万となって、確かに1億6,000万減少しました。

1番目の質問、経常収支比率の内容を分析すると、最後の聖域であります人件費、議員報

酬も含めてのさらなる削減をしなければならないと考えております。

今年4月1日、一般職8名、保健師1人、幼稚園1人、保育士2人、13名の方が新規に採用されました。来年新規採用募集は、一般職10名、建築技術、土木技術各2名ほかで20名を採用予定です。

このように、今総務課長がこの町は職員数が約33人少ないと、ほかと比べて。その根拠が私にはわかりません。今現状、159名、4月1日現在で町職員の正職員数は159名、臨時職員数は98名か、100人近くになっております。このような状況の中で、その33人足りないという判断がわかりません。人件費の中には、今回、約15億7,000万とか3,000万の中には退職手当組合の負担金が平成30年度は1億5,900万か、入っております。平成30年度は退職手当組合負担金が1億5,900万、共済費とは別にあの組合に負担金を払っています。この平成29年度の退職手当組合への負担金額は幾らか教えてください。

また、昨年度末、今年3月末で退職された方は何人ですか。そのうち何人が再任されていますか。どのような形で再任されているか詳しくご説明ください。

令和2年度の人件費の総額、正職員、新規採用、再任職員、臨時職員などの給与、共済費などの総額は幾ら見込んでいるのか、できれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません、そうしたら、たくさんご質問いただきましたので、順にお答えしていきたいと思っております。

まず、冒頭ですね、この33人の人数、類似団体と比較して少ないという答弁させていただきました。この類似団体というのは当然ご存じのように、人口であるとか、産業規模であるとか、そういったものが類似した団体と比較したものであって、それと純粹に33人程度少ないと。さらに、職員が少ないという根拠としましては、申し上げました臨時職員ですね、事務補助の臨時職員の数がここ数年もう変わらず推移しておるということは、やはり職員の定員としてはかなり本来の定員数よりもちょっと減少しているんじゃないかという認識のもと、今回、任用委員会でまず採用数というのは決めていただいております。

議員おっしゃった98名の臨時職員という数は、例えば給食の調理員であるとか、あと延長保育などの本当にスポット的な業務を担当されているような方まで入れますと、確かに98名という臨時職員さんはおられるんですけども、ちょっと今回、答弁の中ではそういった方の数は排除して、除いて答弁させていただきました。

すみません、あと退職手当組合の負担金の決算額につきましては、ちょっと私今……

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、かわって、私のほうから答えさせていただきます。

退職手当組合の負担金についてでございます。30年度が1億5,900万円、その前の29年度が1億7,104万7,000円でございます。

それと、再任用職員の状況なんですけれども、30年度末の退職者が11名おりました。そのうち、再任用に移っている職員といたしますのが、4名でございます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 退職組合のほうの負担金が1億5,900万、前年は1億7,000万。極端に言えば、職員数が増えたら退職組合の負担金もおのずから増えますよね。それを考えたら、職員の募集は慎重にならざるを得ないと思います、今のような状況で、財政状況で。

今後、この点については再度町長とかとよく討議してください。

次に、4番目、定年退職者の再任制度についてお聞きします。

職員の再任用に関する条例は、例規集で読ませていただきました。再任を希望すれば、よほどのことがない限り再雇用、再任用してもらえるのでしょうか。

また、1年ごとの更新で年金がもらえる65歳、64歳の誕生日後の3月31日まで勤務できますか。再任の場合、勤務体制と給与はどのような体系になっていますかご説明ください。

河合町には再任用に関する事務取扱要綱、条例はありますが、事務取扱要綱といった規則はないのでしょうか。例規集の中はよく読んだんですがありませんので、ご説明ください。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 再任用職員につきましては、まず条例が平成13年にできておりまして、規定というもので定めていないんですけれども、その運用開始する平成25年に内規のようなもので決裁をとって定めたものがございまして、それに基づき運用しております。よって、例規集等には載っておりません。

そして、再任用職員の再任用を希望すれば一律に再任用されるのかということなんですけれども、当然、制度上、従前のその職務の状況を見た上で、選考の上、再任用するということで法体系はなっておりますので、それらを考慮した上で再任用するしないという判断はさ

れております。

あと、給与体系なんですけれども、一般職の給与の条例に基づき支給しております。その根拠となりますのが、一応給料表にあります再任用職員の給料、その職務の級といたしますが、基本的には、従前定年まで勤めていた職務の級から2級下の級で再任用するというようなルールとなっております。

あと、その再任用というのは制度上、1年を超えない範囲で任用となりますので、その都度毎年毎年その再任用に当たる確認はしているところです。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） もう時間がないので、ちょっとはしよります。

今もおっしゃられたように、河合町は退職時の級に2級下で再任されるということですね。お隣の上牧町を見ますと、退職時の職務の級が7級、6級の方は3級。5級、4級、3級の方は3級。2級、1級、2級の方は2級。1級の方は1級となっています。非常にここについてもっと検討すべき課題があるんじゃないですか。

じゃ、この4番についてはこれで質問を終わります。

次、5番の参与、参事、残り時間を考えますと、これは飛ばします。

それと、人件費の中に、平成31年度の予算書を見ますと、職員手当の中に残業手当が含まれています、予算化しています。平成30年度は約3,400万、時間外勤務手当が予算化されています。31年度は4,300万から4,400万ぐらい計上しております。この理由を教えてください。時間外勤務手当が1,000万ほど今年度は多額です。高額になっています。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 31年度、令和元年度におきましては、選挙ございますので、その分で時間外は増えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、そのとおりです。六百何万ほど県知事選挙の費用が入っております。でも400万ほどはアップになっております。そういったことから含めて、参与、参事、理事が平成25年ごろから当時の町長の恣意的な人事行政によって参与、参事職制が敷かれていったのじゃないかと私は見ております。この点、清原新町長の体制、来年からはもう一度

この点を改めていただいて、人事行政の変革をお願い申し上げます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、あと3分です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘の点につきましては、ちょっと検討というか、してまいりたいと思います。ただし、昨年度、不適切の会計事務がありまして、そのときにこの答弁も中にもありましたように、コンプライアンス委員会なり発展していくとか、そういう部分での仕事もちゃんとやっておられるのを見てきましたんで、そういうところもちょっと参考にさせていただきます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） もう時間がありませんので、もうちょっと割愛します。

9月18日、ある新聞の記事で、生駒市の例が出ています。記事が載っている。生駒市は、5年で10億円以上削減と、これ見出し出ています。市経常経費行革大綱案へ意見募集というふうに記事が載っています。生駒市は河合町と比べて非常に裕福な町で、財政状況はいい町。このような中でも生駒市は常に無駄はないか、いろいろな面で先を見越して対策を打っておられます。今回私が申し上げたいのは、財政健全化見直し案もありますが、清原町長の体制で今年度中にこのような行革大綱案を策定していただきたい。常に私も議員の立場からとしても意見を述べさせていただきますので、まず行政側から、理事者側からこのような内容の大綱を出していただくようお願いいたします。それをできましたら早急に町民に提示して意見を求めるような改革案を出していただくようお願いいたします。

以上で質問……どうぞ、お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今言っていた内容にちょっと関することなんですけれども、いつもずっと議場でも言わせてもらっていますように、今、公的な施設を中心というか、見直し作業を実際しております、素案ができつつあるということで。今後、エビデンスというか、そういう部分をしっかりとというか、肉づけしまして、今おっしゃったように議員の方々にも

ちょっとご提示しまして、ご意見を聞いていく方向で考えております。それを受けまして、町民の方にも辛抱していただく部分も出てくるかもわかりません。いろんな面でとにかく知恵を絞りまして、支出というか、そういう部分を抑えていく。また収入もちょっと増やしていかないとだめかなと思いますので、そういう名前はどうか、今ちょっと考慮している段階なんですけれども、必ずというか、今議員おっしゃったようにお示しして、また町民の方にもご理解していただく、そういう作業はしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

最後ですが、9月7日、地域フォーラム出席しまして、清原町長が第三小学校の利活用の今後のことについてちょっと触れまして、非常に評価しております。ぜひいろいろな方面考慮していただき、町民にとっていい施策を打っていただくようよろしくお願いいたします。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、答弁は。

○7番（長谷川伸一） いいです。

○議長（杵本光清） 結構ですか。

これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時55分から行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（杵本光清） 7番目に、谷本昌弘議員、登壇の上質問願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

（13番 谷本昌弘 登壇）

○13番（谷本昌弘） おはようございます。

議席番号13番、谷本昌弘、通告書に従いまして、次の一般質問をさせていただきます。

清掃工場職員の時間外勤務についてでございます。

先日、8月29日の新聞報道によりますと、河合町清掃工場職員と労使協定を結ばないまま、異常とも思える時間外勤務をさせていたと大きく各紙、新聞に報道されておりました。

平成30年度一般事務職員の1年間の時間外勤務の合計時間1,062時間、月平均89時間になります。

また、ごみ焼却担当職員1年間の残業合計1,362時間、月平均114時間と、通常では考えられないような残業が行われておりました。

過労死ラインとされる月残業80時間をはるかに超えて、しかも延べ11人もの職員が月残業80時間を超えていると報道されております。

なぜこのような異常なまでの残業が何年にもわたって続いていたのかなどなど詳細をお聞きいたします。

続きまして、職員さんが通常残業されるときは、時間外勤務命令指示というものを出されると思いますが、今でも出されておりますね。また、ほとんど毎日五、六時間の残業ですので、当然、毎月の残業時間の多さ、把握されておられますね。これらはどの程度の上司に、どの程度といいますのは、上司に報告されますねと。それでそのまた上司がその上の上司に相談されるのか、報告をされるのかという意味です。

河合町でもごみ分別化が進み、全体にごみの量は減っておると、私もこのごみの質問には定期的にやって、河合町が毎年ごみの量は分別化が進み、確実にごみの量は減っておるといような答えをもらっておるんですが、にもかかわらず、この平成25年から30年にかけて、役場のほうからこのもらった資料にかけては、6年間で600時間、年間100時間ずつ増えてきておる現状、なぜごみの量が減っておるにもかかわらず、職員さんの残業時間が増えておるのかといったことなどなどお聞きいたします。

あとは自席にて質問いたします。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、清掃工場職員の時間外勤務についてお答えさ

させていただきます。

先日の新聞、テレビの報道のとおり、労使協定として三六協定の締結に関しては、地方公務員は原則として結ぶ必要はありませんが、一部職員との間において結ぶ必要があるということについては、認識が不足しておりました。まことに申しわけございません。

なぜこのような事態になったのかとの経緯につきましては、清掃工場の焼却業務における職員、勤務の体制などについて、岡田議員の一般質問で回答しておりますとおり、施設の老朽化による処理能力の低下・修理、祝日、年末に関係なく月曜日から土曜日までの業務、持病のある2名の職員の健康上の問題です。

改善策の一つである焼却業務正規職員の採用は、令和5年度末から山辺・県北西部広域環境衛生組合に移行することを考えますと難しいと思いますので、職員の増員や配置がえ、また、専門業者への焼却業務一部委託、民間業者へのごみ処理など早急な対応が必要であると考え、関係部署との協議を行い、検討してまいります。

時間外勤務、時間外休日勤務に対する手順ということですがけれども、時間外勤務、休日勤務を命令する場合は、時間外勤務、休日勤務命令書にて必要があれば管理者が判断し、命令時間を記入し、命令印を押印します。

実施後は、時間外勤務を実施した職員が勤務時間及び実時間を記入し、管理者が確認印を押印しています。

以上です。

(「上司に対しての報告はされてんのんか、どの程度まで報告されてんのんか答弁をお願いします」と言う者あり)

○環境衛生課長(佐藤桂三) はい。

○議長(杵本光清) 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長(佐藤桂三) 管理者である私に報告されています。

(「聞こえない。もう一度」と言う者あり)

○環境衛生課長(佐藤桂三) 議長。

○議長(杵本光清) 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長(佐藤桂三) 管理者、現段階では私、管理者に報告されています。

○13番(谷本昌弘) はい、議長。

○議長(杵本光清) 谷本議員。

○13番(谷本昌弘) その管理者、仮に課長がした職員がトータルですね、トータルきょう

は4時間、きょうは5時間といった毎月のトータル、ほんなこの職員さんは今月これだけ残業があったと、それを上司に報告されるかということを知りたいわけでは。上司というのは部長ですね。ほんでそのまた部長さんはその上、総括部長なり、副町長なりに報告されておるかということを知りたいわけでは。お願いします。

○住民生活部長（木村光弘） はい。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 個々の職員の管理、時間外については、その管理である課長が先ほど述べましたように、時間外をするときにも確認印等を押してされております。当然、それらについての時間外について、詳しい数字等には報告等はなかなか来ていないときもありますけれども、確かに多いということで、全体的な時間的なものについては報告等は伺っております。それは今現在の課長、4月からですので、それらは私のほうの耳のほうには入っております。

それをもちまして、こういうこと、事態がありましたので、いろんな過去の分のものを調査しまして、それらをもって当然人事とか、上が、副町長とかにもこういう形の状況だというようなことも報告等はしております。

○13番（谷本昌弘） 議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） どうもちょっとはつきり聞き取りにくい。というのは、私何を言いたいかというのは、これだけ異常なまでの残業が長年にわたって続くと。ほんなこれを仮に町のトップである町長なり、副町長なりが知っていたかどうかということを知りたいわけでは。

副町長なり知っておられましたか、聞いておられましたか、報告受けておられましたか。あるいはまた町長でも結構ですんで、お願いします。

○議長（杵本光清） 町長、副町長はよろしいですか。

（「できたら副町長あたり、やっぱり責任者になりますんでね、お答え
願いたいですが」と言う者あり）

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） よろしいですか。私、就任2カ月になります。それで、毎日、毎月までの報告は管理者で、そこでしまいをしてはいますが、例えば数カ月に一度、予算の執行が上

がってまいります。その時点で私はチェックをいたします。このたびのことは、NHKからの取材がある前には、そういう決裁は一切上がってきていなかったもので、申しわけございませんが、実態は把握しておりませんでした。しかし、NHKの取材でも答えましたが、本当にこういうことが起こったということは、痛恨のきわみでございます。まことに遺憾というのは、職員がしたことを上司が責め立てる言葉ですが、痛恨のきわみとお答え申し上げました。これは行政全体の責任であると思っております。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 今回の答弁にもありますように、仮に清原町長にしろ、副町長にしろ、今年の春に就任されたばかりで、その詳しい内容まではご存じないかも、それは無理もないかもわかりません。ですが、担当部長なり、総括部長なり、いわゆる役場の幹部職員と言われる総務部長、あるいは総括部長、教育長なり、少なくとも河合町の幹部職員らは、そうしたらこれだけの異常な長時間の残業が長年にわたって続けられておったということをご存じですか。仮に教育長なり、総括部長なりにお聞きいたします。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

（「ちょっと申しわけございません、先ほどの一つ追加、申しわけございません」と言う者あり）

○議長（杵本光清） わかりました。

田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 先ほどのところでちょっと触れ忘れました。そういうことが判明して、4月に就任した木村部長に真意を問いただしましたところ、4月から職員全員で、ただその現業の職員に余りにも過度な超過勤務を与えているので、職員全体でできる限りローテーションを回して、超過勤務の削減に努めておりました。それは4月、5月、6月の数字でかなり彼らは努力していたなというような、そういう経過が認められました。ただしそれはその場しのぎのことですので、全体的に考えなければならないということで、三六協定についてはまず結ぶ方向で今準備を進めており、それから人事の配置についても、町全体の組織の改編でありますとか、人事の配置でありますとか、その辺につきましてはしばらく時間をください。慎重に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） この異常なまでの残業の多さ、行政のほうからいただいた資料によりますと、過労死をはるかに超えて、年間、1人ですよ、1人が先ほどにも申し上げましたように1,062時間、あるいはまた、ある職員の方なんかは1,362時間と、過労死ラインをはるかに超えた残業がこれ毎年毎年行われておったと。にもかかわらず、もっとはよう、今副町長答えられましたように、そのような幹部のほうで指導して、少のうなっただというふうに今答弁いただきましたけども、そしたらそれ以前ですね、ここにもろた資料によりますと、25年から30年だけのこの資料だけでも膨大な残業時間が平然と行われておったと。

そこでお聞きしますが、今の答弁の中にもありましたように、きのうの答弁の中にもありましたように、職員さんが5人おられると。それで、その中のお二人、お二人が非常に大きな持病を持っておられるということをお聞きいたしました。その持病というものは、長年に過労から来る「重い病気になったのか」、これをちょっとお聞きいたします。職場におられるとき、いつごろからこの病気になられたかをちょっとお聞き、これはいただいた資料ですと、25年からその残業が増えておりますのでね。病気の方がおられる、職員さん5人おられるけども、2人の方が大きな持病を抱えておられるから残業できないと。ですから、残った方にその残業のしわ寄せが行くと。だからこの方2人の残業は物すごい皆さん分のしわ寄せをその2人の方が多くなって、残業が増えとるといような説明がありましたんで、この病気になられた職員さんというのんがその場所におったとき、25年のときから病気になられたんかいいうことを今お聞きしているわけです。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 焼却業務に従事するこの2名の病気については、平成25年度以前からの病気でございます。

以上です。

○13番（谷本昌弘） はい。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 25年以降から病気を持っておられるということですね。

（「25年以前」と言う者あり）

○13番（谷本昌弘） 25年以前からね。以前から病気を持っておられたということですね。

わかりました。

それだったら、それがために2人の健常者の方にその残業のしわ寄せが行くということですね。それでは、これからあと河合町がこの焼却業務、先ほどありました間もなく天理のほうで可燃ごみ、河合町は可燃ごみを天理のほうへ移管するわけですが、それまであと5年、6年かかるわけです。そうしたらこの状態のままこの5名のこの重病な持病を持っておられる方も一緒にあと5年間、5年、6年という歳月をこのままで稼働されるわけですかお聞きします。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 今、議員おっしゃるとおり、山辺・県北西部広域環境衛生組合のほうまで令和6年の2月に移行という、稼働ということになりまして、あと5年という形があります。その間この体制で行くのかということですが、当然、これまでも指摘されています残業時間の多いことはもう重々の上、こちらの方も知っておりますので、それらを改善するべき方策というか、先ほど、最初にも課長のほうからも答弁させていただきましたように、要するにもう少し職員の増員とか、当然、専門業者への一部委託、当然、またあとそれ以外も民間業者へのごみを全部処理委託をしていただくというような方法も多々あります。その辺をどのように活用して、今後、今一部の職員に偏っている時間外労働等の起こらないような形には持っていきたいなということですが、ただ、時間外につきましても、もう皆さんご存じのようにごみ収集、月曜から金曜日まで、祝日休みなく入ってきます。それに対しての当然、焼却業務というのは出てきております。老朽化に伴って、かなりの処理能力も落ちているということもありまして、急激なゼロにとりか、またそれが100、200とかいうようなまでの減にはなかなか難しいのかなと。ただ、過労死とかされているような時間外労働時間をできるだけクリアできるような形での先ほど言った方策をちょっと検討してまいって、早急にそのような方策に対応していきたいと思っております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） ここにいただいた資料を持っておりますので、少しさかのぼったことをお聞きいたします。

平成27年度にごみ焼却場、火災事故を起こしております。たしか、27年度の12月、年末の12月ごろやったと、こう思っております。非常に残念なことで、職員がおりながら大きな火災事故があつて、翌年の3月、4月、春ごろまで稼働できなかったという一時期がありました。

た。そのとき、河合町はそうしたらその対応をどないしたかという、河合町で毎月集めるそのごみを近隣の町村に助けていただいて、めいめい手分けしてそのごみを処分していただいて、近隣の方にお世話をかけたということで対処したと聞いております。当然、そやから焼却業務はされていないわけですね。にもかかわらず、その残業ですね、27年度の合計の職員さんの残業が2,287時間、前年度の26年度が2,283というように、2,200時間というような膨大な残業が行われておるわけですね。このことを私もっと聞きたかったわけですが、担当課長がもう既に退職されておるという形で、本当にもっとそれ以上の詳しいことを聞きたかったわけですが、おられなくて非常に残念に思っております。ちょうどこの時期の前後にN市でこのようなことがありました。清掃工場の中で中抜け、仕事の勤務時間中に飛んで出て、外へ出ていっていると。職場放棄する中抜け、あるいは空残業というような、まことしやかにN市でこれは新聞で大きく報道されておまして、そのようなことは報道されて、私たちの河合町でもそのようなことがあんのんちやうかと、これは単なるうわさですよ。私もそのうわさは耳にしたことがあります。このような長時間の残業、過労死ラインをはるかに超えた残業が続いておること自体が非常に合点いかんと、これは何かあんのん違うんかというつつ、そのよううわさが出たわけですね。そのあたりのうわさをその当時の仮にここにおられたほとんど顔ぶれ変わっておりますので、今、この場におられる幹部職員の方で、そのよううわさを聞かれたことありますか。うわさですんで、知っておられるかどうかだけお聞きいたします。

○議長（杵本光清） 谷本議員、答弁する側を指名していただきたいです。

○13番（谷本昌弘） はい。その当時の上司、いわゆる河合町のそういう責任者ですね、それはその当時でしたら、それは岡井町長でしたし、またその下の副町長でしたし、その方らが皆さんおられませんのでね、もしその当時の現状を知っておられたら、教育長なり、今の現教育長なり、あるいは政策部長なり、政策部長なりその統括部長といった方、ご存じですかお願いします。うわさだけでも、うわさやと、私もそれはそういうことはあってはならんことなんです。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（杵本光清） 竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 聞いたかということでございますけれども、中抜け、あるいは空残業、そういったものは聞いておりません。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 聞いておりませんということですね、これは断言できるわけですね。
（「私は聞いてないです」と言う者あり）

○13番（谷本昌弘） それでは、河合町にはそのような中抜けとか、空残業はなかったという
うことですね。

（「私はということ」と言う者あり）

○13番（谷本昌弘） そんなら、なかったということで了解しておきます。

非常に不自然な状態なわけですし、それを担当課長がおられたら担当課長にもお聞きしよう
と思ったりしましたが、残念ながら現在退職されて、それ以上は中へ入っていけないという
ことで、非常に残念でございます。

今回、新聞で労使協定が結ばれていないという自治体が40ほどある中で、半分以上の自治
体が労使協定を結ばれないままに残業しているということが大きく新聞に書かれました。そ
れで私らも知ったわけですが、そしたらなぜ河合町だけがこのように取り上げられて、あとの
二十何自治体は別に名前も上がってけえへんのんかと。これは異常とも思えるこの残業が
続いとるわけですね。N市に続いて、このように異常とも思える残業が続いて、新聞社はそ
の残業の多さにメスを入れて警鐘を鳴らしとると私は思うんですよ。何で河合町だけこんな
えらいクローズアップされて、連日、あの新聞は、産経新聞も読売も朝日も毎日、全国紙
の新聞が全部こぞって河合町のその残業の多さを指摘しました。労使協定結ぶか結ばんかみ
たいなことは余りクローズアップされんかったわけです。あとの20市も表へ出てこんかった
です。そやから、幹部の方たちにもこの残業の多さを何とかせなあかんということを認識し
てほしいわけですね、これ今、皆さんおられる幹部さんの方、そしてこの焼却場の体制です
ね、現在おられるこの体制をいつときも早くこの体制を強化していただきたいというよう
に思っております。

残り時間も少ないですので、最後にお聞きしますが、このアンケート、アンケートに答え
られた方、三六協定に関する取材内容のアンケートということに、これに答えられた方はこ
の場におられるわけですかお聞きします。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 総務課の人事担当のほうで答えております。

○13番（谷本昌弘） これによりますと、今年度内には、三六協定ですよ、今年度内には対
象職員と協定を締結する、河合町にもあと六十数名の方が協定を結んでおられないというこ

とですんで、今年度内には皆さん方と締結すると断言されております。実際にそれはやっていただけるわけですか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 早急に対応するように指示はしております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 早急に対応できるようにお願いしておきます。

そして、ここにもありますように、管理職員の指導などにより前年度よりも労働時間の短縮などの成果も上がっておるといように結んでおります。先ほど副町長がおられましたように、職場の改善ですね、職場の改善がこの状態ではいかんと、何とかせないうことでみんな改善するというこの余地、先ほどの答え聞きましたんで、安心しまして、これからまた河合町の業務を遂行していただきたいと思えます。きのうもありましたように、この残業代に支払われた金額、大体680万、2,700時間行われて、これに支払われた税金が680万という残業代余分に支払いされとるわけですね。これは皆さんの税金です。

○議長（杵本光清） 谷本議員、まとめてください。

○13番（谷本昌弘） ですので、これからも税金ということですので、できるだけごみの分別、ごみの分別をもっとごみを分別化してごみを出さないと、ごみを減らすように行政をやってほしいと思っております。

終わります。

○議長（杵本光清） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（杵本光清） 再開します。

○13番（谷本昌弘） 議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 午前中の一般質問での発言の一部訂正したいところがございますので、許可をお願いいたします。

○議長（杵本光清） 発言を認めます。

○13番（谷本昌弘） 午前中に私の一般質問の発言におきまして、具体的な病名を挙げたところがございます。その箇所を「重い病気になっている」というふうに訂正をお願いしたいものでございます。

○議長（杵本光清） 午前中での発言、「重い病気になっている」と訂正する箇所ですが、個人情報にかかわるおそれのある発言であったというポイント、それと標準町村議会会議規則第64条に基づき、議長において訂正を可能とする趣旨の条文がございます。

今回の発言の訂正ですが、字句の訂正により、また発言の趣旨を損ねるものでないので、議長において訂正を認めます。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） では、次に8番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） それでは、議席番号10番、馬場千恵子。

一般質問を行いたいと思います。

今回は4点について質問いたします。

まず、第1番目は、学級編制についてでございます。

現在、学級編制は支援が必要な生徒を除き、小学校1・2年生は35名、中学生は40名の編制となっています。ところが、授業のほとんどが支援の必要な生徒を含めて行われているのが現状です。年々支援が必要な生徒がふえてきています。支援の必要な生徒を平等にクラス構成員として認め、学級編制をしてください。また、35人少人数学級の実現に向けて検討してください。

2番目は、学校給食調理業務委託についてでございます。

第一小学校・中学校の調理業務が委託されています。河合町での学校給食は、自校方式で調理されています。ところが、調理員の雇用が困難という理由で第一小学校・中学校の調理業務が委託されるようになりました。河合町は奈良県下でも誇れる給食が提供されています。地産地消を大切にしながら季節感のある給食で喜ばれています。調理業務を委託することでどのようなメリットがありましたか。

また、契約書によりますと、名阪食品が委託業務の遂行が困難となった場合、その業務を朝日給食が代行するするとありますが、名阪食品と朝日給食はどのような関係でしょうか。

また、給食に必要な給食調理場の施設、そして調理用施設及び機器類を無償で受託者に使用を許可するとあります。契約調理員が河合町の施設に通って働いている。これでは、派遣労働者と変わらないのではないのでしょうか。給食も学校教育の一環として位置づけ、直接雇用で進めるべきだと思います。給食の調理業務の委託をやめるように要望いたします。

3番目は、学童保育についてでございます。

学童保育の法律上の名称は、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業となっています。主に共働きの小学生に遊び場や生活の場を提供して健全な育成を図る施設ということです。この学童保育者の基準が緩和され、支援員が現在の1クラス2人以上とされているのは無資格の1人体制でもいいことに変えられようとしています。1クラス40名の異年齢の子供たちの支援に携わっている現在の先生たちの苦労は絶えませんが、「ただいま」という元気な声と笑顔に癒されるそうです。規制緩和を許さず、子供たちの安全と笑顔を守り、働くお母さんを応援するためにも幾つかの要望をいたします。

その1つは、学童保育者の下校時の安全を守るための通学路の街灯をふやすことです。

2番目は、学保育所の延長保育を7時までとする。

3番目は、二小・三小統合後の学童保育所についてです。

保護者の意見を十分に聞き、生徒の安全を守る形で設置するよう要望いたします。

4番目は、ごみ回収の改善です。

日常生活を快適に過ごし、安心して暮らし続けるための条件は幾つかありますが、今回はごみの収集について改善を求めたいと思います。

現在、河合町ではステーション方式でごみの収集が行われていますが、多くの弊害があります。高齢者や乳幼児のいる家庭は、収集場所まで持っていくのが困難であり、またカラスや猫の被害も深刻です。ごみ当番の負担も大きいのが現状です。各戸別に収集されるのは最も望ましいですけれども、当面の改善策として、次の点について改善を求めます。

1つ目は、粗大ごみ以外のごみは可燃ごみの収集場所で集める。

2番目は、粗大ごみは現収集場所で収集する。

3番目は、まごころ収集の対象者の拡大です。

以上、改善を求めるものです。

再質問につきましては、自席にて行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、1つ目の学級編制について説明させていただきます。

小・中学校の学級編制については、毎年12月末に国や県から提示される学級編制基準並びに教職員定数の配置基準によって、次年度の学級数や職員数の定数が決定されます。

今年度においては、小・中学校とも小学校1年生、2年生35人学級を除き、1学級40人で編制されています。また、特別支援学級は、小・中学校とも自閉症・情緒障害学級が8人で1学級、その他の種別は6人で1学級となります。

本町では、今年度、小学校30学級、中学校14学級、全ての学級で31人以下の在籍となっています。そして、校園所と特別支援学級の児童・生徒を通常学級でみんなと一緒に活動するインクルーシブ教育を実践しています。

現在、不登校やいじめなど子供たちと先生を取り巻く状況が複雑になっている中、本来の学習にしっかりと取り組んでいく上でも、自分の居場所がクラスの中にあり安心して過ごせるということが大切です。そのためにも少人数学級が求められます。

今後、全ての学年で35人学級実現に向けて、引き続き国や県に対して学級編制基準の見直しや教職員の配置充実について要望していきたいと考えています。

次に、学校給食調理業務委託についてでございます。

第一小・中学校の調理業務の委託については、平成30年1月から実施しております。町が主体的に取り組むべきこととして、安心・安全で安定したサービスを提供するために最善を尽くしております。

調理業務を委託するメリットといたしまして、1つ目、安定した人材の確保ができます。委託業者には突然の休暇にも対応できる人材が確保されております。

2つ目、人事管理が大幅に軽減されます。調理員の採用から教育、管理までを委託業者が請け負ってくれます。新規採用の調理員としての心構えや規律の説明を委託業者が行うため、今まで指導をしていた県栄養教諭と町の栄養士が食育や給食の献立、アレルギー対応に専念

できるようになり、毎月実施している献立会議もより充実することとなります。

3つ目、調理員の安全管理といたしまして、調理業務を全面委託することで、プロの知識により安全性の向上が期待できます。

次に、名阪食品と代行業者朝日給食株式会社の関係についての説明でございます。

契約に関する仕様書に基本条件を示させていただいております。その中で、「契約のときは町、受託者、代行保証人の三者で委託契約をすること」としています。

通常業務は、受託者である名阪食品が行っております。三者契約を締結している理由といたしましては、名阪食品が食中毒等により営業停止になった場合や倒産した場合に、代行保証人である「朝日給食株式会社」がかわりに調理業務を行うこととなっております。

また、朝日給食株式会社との関係については、町といたしましては、把握のほうはしておりませんが、三者での契約を締結する前に受託実績や営業実績も確認をしております。

受託実績のエリアといたしましては、大阪南部を中心とした学校を初め、奈良市内の学校でも調理業務の委託の実績があるということで確認をしております。

契約調理員が河合町の施設に通って働いている。派遣労働者と変わらないのではないのかということについてですが、学校給食の調理業務につきましては、派遣労働者ではできません。委託業者に対し、安定した学校給食の提供を実施するために、給食管理、アレルギー対応も含む、調理作業管理、食材管理、衛生管理、労働安全衛生等を厳守して行っています。

なお、学校調理員の配置条件も栄養士の資格を有し、学校業務に2年以上常勤で従事した者や、調理師の資格を有し学校給食に1年以上従事した者など、経験豊富な人材を条件としております。

以上です。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 私のほうから、3番目のご質問にありました学童保育の件についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の質問の通学路の街灯をふやすという件につきましては、暗くなる時間帯については、下校する子供たちの安全を確保するために、保護者のお迎えのもと帰宅してもらっております。

街灯の設置につきましては、関係課を交えて協議し、今後も子供の帰宅時の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

2番目の質問の学童保育の延長保育を7時までとするという件ですが、延長を7時までとする件につきましては、保護者との懇談会でも既に要望があり、対応可能かどうか協議しており、現在も調整中でございます。正直申し上げますと、指導員が常に不足しており、新たに募集をしても応募すらない状況でございます。このままの状態での延長保育のスタートをしても事業が継続できず、かえって保護者に迷惑をかけます。今後も粘り強く7時まで延長の対応ができる指導員を募集し、利用者のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

3番目の二小・三小の統合後の学童保育についての件なんですが、毎年、保護者の方と意見交換を実施し、保護者ならではの目線での指摘等については改善を図っております。二小・三小の統合後も以前と変わらず、学童を利用される保護者と協議しつつ、よい意見を取り入れながら、利用される方が安心して預けられる学童保育を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、4つ目、ごみ回収の改善について、粗大ごみ以外は可燃ごみ収集場所で集める、粗大ごみは現収集場所で収集についてお答えさせていただきます。

現在のごみ収集につきましては、可燃ごみ、週2回、旧大字289カ所、西大和地区317カ所で合計606カ所、粗大ごみ・不燃ごみ、週1回水曜日、旧大字97カ所、西大和地区70カ所で合計167カ所、資源ごみ、週1回、旧大字95カ所、西大和地区70カ所で合計165カ所のステーション方式により、住民皆様のご理解、ご協力をいただき実施しております。

不燃ごみ、資源ごみを可燃ごみの収集場所に変更することによって、収集場所が約4倍になり、実施するに当たって、検討としまして費用対効果、各種ごみの収集回数、体制、収集時間が午後に延長されることにより、地域においてはカラスなどの被害や異臭、またごみ当番の方については、時間的束縛など住民皆様の負担が増加されることが予想され、数多くの課題を解決しなければなりません。

従来より収集場所につきましては、各地域において設置されており、増減・変更は各地域の総代・自治会長からの要望により、随時協議検討させていただき対応しております。

今後においても、各地域の皆様のご協力とまごころ収集の有効活用により対応したいと考

えていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○高齡福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（松村豊範） 私のほうからは、4番目のごみ回収の改善について、③番目、まごころ収集の対象者の拡大についてというところでお答えさせていただきます。

まごころ収集につきましては、高齡者の単身世帯、高齡者のみの世帯、介護保険受給者、身体障害者手帳保持者で、ごみの収集場所へ持ち出しが困難な状況である方が対象となっています。

高齡者等の決定につきましては、必要可否を地域包括支援センターに調査依頼をかけるなど、ごみの持ち出しが本当に困難な状況かどうかを確認した上で対象者の決定を行っていくものです。

今後の対応につきましては、関係課と協議が必要と考えます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、まず学級編制についてお伺いしたいと思います。

学級編制について、私は何度かこの点について質問させていただいているかと思います。

それは2年前の二中の学級編制なんですけれども、87名ということで実際にはその年は43名と44名のクラスで授業がされていたというふうに思います。同じ年に第一小学校でも35人で構成しないといけないところがオーバーして、支援の子を含めて35人を超えたというふうに記憶しています。

私はなぜこのようなことを質問するかといいますと、支援の必要な子供、そして障害のある子供も含めて40人、35人の1人として認めてほしい、そういった思いです。それぞれが40人でクラスを構成して、支援のある子が必要なときにほとんどがその時間帯とそのクラスで授業を受けるわけなんですけれども、そのときに40人プラス3名、40人プラス4名というようなつけ足した形での構成の中で、その子が過ごさないといけない、このような状況を改善したいというか1人の人格として認めてほしい、そういった思いで質問いたしました。

今回は、その町長もかわり、教育現場で頑張ってこられた町長でもありますので、そのあたりの気持ちも十分理解してもらえるかと思い、こういった質問をあえてさせてもらったと

ころでございます。また、30人学級、35人学級ということで私は今要望していますけれども、その点についても、河合町においても、独自の施策としてその教育に温かい一人一人が大切にされる、その障害のある子ども、支援の必要な子ども大切にされるような教育ができるような、そういった教育環境を整えてもらいたい、そういった思いで質問させていただいています。

現実に国の基準、県の基準はあるでしょうけれども、河合町としてはどうなのか、そういった思いでいてもらっていると、変は言い方ですけども、そういった気持ちは共通の認識としてあるのかどうかもお伺いしたいし、そういった方向で検討してもらえるのかどうかもお伺いしたいと思います。まずは、その点についてお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） あの先ほどの説明の中で、国の基準、編制に40人学級ということで決まっておるといって説明させていただきました。議員がおっしゃるような形で35人学級を目指して、今後も国・県のほうに要望していきたいというふうに考えております。

また、河合町独自といたしましては、今の現状の中で、財政の問題であったりとか、学級数、その先生の数であったりとかいろいろ考慮した上で検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今年度はたまたま40人までにおさまったという現状なんですけれども、ますますこういった支援を必要となる子供がふえてくる、そのように思うんですけれども、例えば、88名になった場合は4人オーバー、89名になった場合には4人、5人オーバーでも1クラスで進めていくのかどうか、もうぎりぎりの教室の大きさといい、ぎりぎりの範囲だと思います。小学生はともかく、中学生になりますと体も大きくなり、教室も狭い中でプラス4名、プラス5名という形で利用しなければならない。そういった形での授業が正常な形の授業になるのかどうかも含めて検討する余地があるのではないかというふうに思います。

その支援の必要な子、障害のある子がプラスアルファの存在ではあってはいけないというふうに思っているんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、教室の大きさのこともありましたけれども、教室の大きさにつきましては、小学校、中学校とも8メートル、8メートルという形で大きさは変わらないということになっております。その中で、例えばの話で88名、40人学級の中でプラスアルファ4人ふえた場合でも、今の現状の制度でいきますと2クラスに分かれるということは、2クラス以上になるということはないのが現状です。

ただそこに対し、町として何もしていないのかということなんですけれども、特別支援員という形で支援員の補充という対応を今とらせていただいております。河合町の今の体制でいきますと、各校1名は必ず支援員としてプラスアルファさせていただいております。また、県のほうにも要望しながら、また少人数学級の要請を今後も続けていきたいと考えております。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今回の馬場議員の質問に対してちょっと答えていきたいと思っております。

今、課長申し上げましたように、河合町では独自の町委の先生、主というか特別支援を要する子供たちの学力保障なり、教育保障ということで各学校に1名入っております。

それとあと運営についてなんですけれども、子供たち、一応インクルーシブ教育というか、原学級保障という呼び方もあるんですけれども、そういうふうに障害を持っている子供たちでもなるべく多くの子供たちと集団の中で育てるといって、そういう教育方針がありまして、そういう全部が子供たち1人によってちょっとやり方が違って、ほとんどの時間に入れる子供もおりますし、また肢体不自由の子やったら何時間か取り出して、そういう訓練も必要です。だから、1人ずつカリキュラムが違うんですけれども、もしそういう子供たちが入ったときには、例えば、特別支援担当の先生がその学級に入って、だから2人で授業をする、1人は前で授業を進めていって、あともう一人の特別支援学級の担当の先生が入って支援するという、そういう学校によって、また学級によってもちょっと弾力的な運営も、そういうように取り組んでおりますので、ちょっとそういう部分もちょっとこう中身というか知っていただいて、ちょっとこうこれからというかね、ちょっと確認とかも、また学校によってそれやり方がちょっと違うので、一般的にこうですという感じではちょっと確認することはできないんですけれども、今申し上げましたような方向性で多分各学校で取り組んでいると思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この学級編制については、中学生の場合は40人の中の1人として認めてほしいという、そういった気持ちで質問させていただきました。恐らくそういう気持ちは、認識は一緒かなというふうに思っているんですけども、そういう40人プラス1名じゃなくて、40人の中の1人として認めてほしいという気持ちです。

あわせて、先ほども課長のほうからもご返答ありましたけれども、国や県に対しても、そういったことも要望していただいて、改善のほうに進めていってもらいたいというふうに思っています。

続いて、学校給食の調理委託ですけれども、この調理委託についてですが、名阪食品と朝日給食との関係ですが、三者で契約が結ばれているということですが、その契約されている金額の中に朝日給食の分も入っているということでしょうか。

それと、給食というのは学校の教育の一環として位置づけられているかと思うんですけども、その点についてはどんなふうに認識してもらっているのかということも伺いたいと思います。

いろいろと本当に学校給食、食育のことも大切だと思いますが、この中で給食調理の委託ということで、認定こども園においても、その委託業務が進められようとしています。先日、認定こども園の委託の説明会のときに、食中毒が心配、何年か前に食中毒を起こしたということの苦い経験があるので、委託業務をというようなことが報告されたかと思います。この何年か前の食中毒については、調理現場でのことが原因ではなかったというふうに思うんですけども、そのときの報告では、あたかも調理の委託、調理業務のところのことが原因かのように報告されていたかと思うんですけども、それについて改めて、そこから報告をお願いしたいと思います。ぜひお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 誰に答えてもらおうかって言ったほうがいいですか。

○議長（杵本光清） いえ、結構です。

○10番（馬場千恵子） いいですか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） まず、中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、三者契約の金額の件について説明させていただきます。

こちらにつきましては、委託業者の金額の中で含ませていただいておりますので、別途払っていることはありません。

また、食育につきましては、地産地消を初め、食育また献立の充実といったところで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 食中毒の事案についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、平成16年9月6日、学校給食におきまして発生した事案でございます。当時、献立についてパンをスライスしてハムとかお野菜を挟むといった形式の給食だったと認識しております。これにつきましては、パンの業者が搬入したものでございまして、給食の調理の過程においてなった事案ではございません。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その認定こども園の調理委託のところで、部長のほうからあたかもこの調理に原因があったかのような報告だったように思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

それと今回、第一小学校のところで、名阪食品が入札ということでされていますけれども、この名阪食品についても、食中毒を起こしたという事例があります。それは2014年に名阪食品が委託を受けて運営している西大和学園での食中毒でノロウイルスが原因であるというふうに言われています。そのときにも葛城保健所からの業務停止を受けているわけですが、これは第一小学校の契約の以前に起こった事件にもかかわらず、そのなぜ名阪食品が委託業者として委託を受けているのか。そういった業者は当然省かれなければならないのではないかというふうに思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○教育部長（上村欣也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） ただいまの名阪食品が過去に西大和学園でそういう案件があったということについてお答えします。

河合町としましては、当然そういう事実も把握しておりますが、5年前にされた。当然、それに対して、現場、当時の責任者も罰も受けております。それに管理の方法とか、そういうことも会社としては徹底的に洗い直しているということで認識して、当然、指名願が上がった段階で、そういう点もチェックいたしまして、それで指名業者の選定委員会に諮って業者を選定しておりますので、こちらの、うちの瑕疵はないと思います。

以上です。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 食中毒に関しましてですけれども、あのような事案については、二度と起こしてはならないという意識のもと、先日の説明会において安全面には細心の注意を払う必要があるということでの説明をさせていただいたというように考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） あの認定こども園のときのその委託業務の例については、ふさわしくなかったのではないかというふうに思います。

それと、名阪食品についての委託なんですけれども、河合が委託した後に起こった事件、食中毒だったとしてもかく、その前に起こっていますので、本来ならばそういった業者は省くべきだと思います。

それと、名阪食品が業務遂行に当たって困難が生じた場合ということで、その困難が生じた場合の例として、食中毒というふうなことも今言われましたけれども、そういったリスクも含めて、代行する朝日給食をつけているということ事態、やっぱりふさわしくないのではないかというふうに思います。

河合町においても、第一小学校の給食員が、調理員ですかね、なかなか集まらないということもあるかと思うんですけれども、まず調理員さんの時給が低いというふうに思います。もっとみんなが働ける賃金、最低賃金を守って単価を上げるべきだというふうに思うんですけれども、そういったことと、改めて、三小とか西穴閣保育所でも調理員さんが今まで働いておられた調理員さんがおられるかと思っておりますので、そういった人を認定こども園及び第一小学校のほうで働いてもらうということで、今までの経験も大切にしながら充当していくというのが普通の考えというか、当たり前の考えではないかというふうに私は思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 以前に給食調理員さんがやめられたという経緯は平成29年にご
ざいます。その中で第二小学校、第三小学校につきましては、今現時点で11名の調理員さん
がおられます。第三小学校は統合により第二小学校のほうに移りますが、その分、生徒数も
ふえますので、調理員の人数については、その辺で確保させていただきたいと。

ですので、こども園のほうにはちょっと行けないというふうにご理解いただけたらという
ふうに思います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第一小学校の調理員さんがやめられたという理由なんですけれども、
単価が安いだけが原因ではないかと思いますが、その何というのかな、調理員さんの勤務に、
その業務についてのチームのつくり方、その調理員さん同士がちゃんと働けるというか、み
んなで話し合っている方向に調理をしていこうということで話し合いの場をきっちり持って、
調理部会なんかを充実させながら進めていく。もう本当に職場というのは人間関係大切だと
思いますので、その辺を重視してもらおうとこういった問題もおのずとなくなっていった
のではないかというふうに思います。そこでの人事管理、その指導のあり方も含めて、そこ
が原因ではなかったかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、賃金の話でございます。

賃金につきましては、当時750円ということで2年前はこうなっておりましたが、今はも
う850円という形に100円の増額をしております。ただ近隣に比べますと低いというのが現状
で把握しております。また、委託業者等と給食会社の募集要項見ても、余り河合町のほうは
高くないというのは認識しております。

ですので、今後、お金だけではなくて働きやすい環境をどのようにつくっていくか、また
第一小学校で実際いろいろな理由がありまして、やめられた経緯も自分も把握しております
ので、そういうことが起こらないような形で給食業務に強く携わっていきたいというふうに
思っております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 調理現場でのそういった人事管理も含めて強化してもらいたいのと、それと学校教育の一環としての調理の給食の位置づけをきっちりしていただいて、この名阪食品のような、かつて食中毒を出したような業者に委託するのをやめて自前でしていただくようなことを強く要望するものです。

ほかにも質問がありますので、引き続き改善に向けて進めてもらいたいのと、名阪食品の委託業務をやめてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、学童保育についてです。

学童保育についても、父兄の要望といたしましては保育所は7時までです。学童保育については6時までの延長ということで、この同じ働くお母さんたちが、保育所は7時なのに学童では6時ということでの差があるわけです。その点についても、改善をぜひお願いしたいと思います。指導員の中にも7時まででもいいよというふうにおっしゃっていただいている指導員の方もおられますし、その辺を指導員の先生とよく話し合ってもらって、また子供たちが楽しく過ごせる学童ということで、学童には行きたくないというような声も聞かれたり、指導員の先生が心にあるかないかわからないんですけれども、言うことをきかない子を排除するような、そういった傾向があるということも耳にしていますので、そういったことも十分、町としても把握しながら進めてもらいたいなというふうに思います。

それと通学路の安全ですけれども、特にもう冬場になりますと5時になったら暗くなるということで行き帰り、特に山坊とか佐味田のほうに行く道のところに街灯をもうちょっとふやしてもらいたいというふうに思います。

ごみ収集について、引き続き質問したいと思います。

ごみの回収なんですけれども、いろいろと収集場所をふやすとかということに対しては困難があるというふうに今おっしゃっていましたが、快適に河合町で暮らしていくという意味でも、そのごみ収集、日常的なことですので、ぜひ改善は進めてもらいたいと思うんですが、現実に戸別収集をしている市町村もあります。そういったところの経験も踏まえて、研究して、住民の要望に応えるという姿勢を示してもらわないとなかなか納得いかないんですけれども、今回、特に最後に言っていますまごころ収集について強めてもらいたいということもあわせて要望したいと思います。

今、介護保険の認定を受けている方とかいろいろとその対象の方にも制約があるわけですから。

○議長（杵本光清） 馬場議員、残り1分です。まとめてください。

○10番（馬場千恵子） 今回、出生される、に届けを出しておられるお母さんが50名、それから転居された方が三十数名ということで、小さな子供さんを持つお母さんがふえてきています。そういった人たちへも対象を広げていただいて、河合町に引っ越して来て子供を産んで本当に便利になったなというふうに思ってもらいたいと思うんですけども、その辺の対応はどうでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 収集場所の拡大、戸別収集のお話も出ましたけれども、やはり今の現状と戸別収集、例えば、比較しますとやはりお互いこうメリット、デメリットがあるというぐあいに考えております。例えば、ちょっと一例でもないですけども、水曜日ですけども、水曜日は不燃ごみと可燃ごみの収集が重なるため、やはり現状でも時期ですね、ゴールデンウィーク、今週のような連休明けの水曜日ですね、水曜日、お盆、年末年始、やっぱり天候によってはお昼を過ぎることもあります。これを今言われているように、不燃ごみの箇所を可燃ごみの場所にふやしますと、やはりちょっと1日では回れないかなというような現実的な問題もあります。

ただやはり議員言われていますように、今後、やっぱり近隣のいろいろなところのことも参考にしながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） まごころ収集のこと答えてませんが、まごころ収集のことを答えてもらいたいんですが。

○議長（杵本光清） まごころ収集の答弁。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） まごころ収集の件につきまして、乳幼児のことなんですけれども、今後、保護者のニーズを聞かせていただきながら、保健センターと乳幼児訪問等を行っておりますので、そういったときにニーズを聞きながら、また各関係課と調整を図ってまいります。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（杵本光清） 9番目に、常盤繁範議員、登壇の上質問願います。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席ナンバー2番、常盤繁範。

事前に提出しております一般質問通告書にのっとりまして質問させていただきます。

大別しますと4つの設問を設けております。

まず、1つ目としましては、町長の施政方針についてという形で質問させていただきます。続きまして、広報「かわい」について、続きまして、3番目、避難スイッチについて、最後に職員の附帯業務について。

以上、4点ですね、大別しますと質問させていただきます。

では、まず1つ目、1番目としまして、町長の施政方針についての質問をさせていただきます。

清原町長の町長選挙前の講演会資料、ちょっと今回用意させていただいたんですけども、もうこれですね、こちらのほうです。

この講演会資料に、私は、1年で河合町リファイン・再活性化プランを策定しますとあります。その文言の上に、方針の説明として、我慢をお願いすること、我慢してはいけないこととありまして、詳しい説明として、無駄をなくすために見直す事業も出てきます。ふやさなければいけない事業もあります。と説明されております。これは、河合町リファイン・再活性化プラン策定に事業の見直しを盛り込む意図として表記されたと解釈して差し支えがないと思われまます。私自身1人の町民としまして、これを拝見しまして、深く感銘を受けたことを覚えております。

後に町長候補者として立候補され、現職の町長とされました。選挙地のほかの候補者と比較しまして、我慢をお願いすることとはっきり表明された候補者はおりませんでした。そういう姿勢もご当選された一因ではないかと、そのように考えております。

ところが、選挙中に町内全戸に配布されました選挙公報ですね。こちらのほうに物があり

ますが。皆さんの、町民のお宅全戸に配布されたものだと思います。

こちらの選挙公報には、河合町リファイン・再活性化プラン策定について全く表記がなくなっているんですね。ここで質問をさせていただきます。

策定について何らかの方針転換があつてのことでしょうか。または、策定について、当初の方針どおり策定を計画されているのでしょうか。これが1つ目、町長の施政方針についての質問の内容になります。

続きまして、広報「かわい」について質問いたします。

広報「かわい」2019年8月号、8ページから9ページに、財政予算の歳入と歳出の表記、これが現物なんですけれども。大きく円グラフが書かれておりますね。それとその次項に、10ページ、11ページには、各種事業の予算額と内容の説明が、こういった形で記載されております。また、9ページには、町民1人当たりに換算した歳出額が記載されており、わかりやすい内容になっておりまして、私自身、その町民の方々からよくわかる内容だねと、そういった声が聞かれております。しかしながら、河合町の財政状況を町民の皆様にご理解いただきつつ、行政サービスを提供していくため、または事業見直しにご理解をいただくためにも、常に現状を周知していく必要があると思います。

よって、これから申し上げる6項目を追加して表記、記載することの可否を伺いたいと思います。

1つ目、歳出費の目的別にて示した円グラフに加え、性質別の円グラフを追加で表記すること。

2つ目、当該の年度ならば概算、もしくは直近で決算された各積み立ての金額です、現在の現在高。

3番目としまして、当該年度ならば概算もしくは直近で決算された地方債の現在高。

4番目としまして、直近の決算状況の経常収支比率。

5番目としまして、2番目の各積立金の現在高、3番目の地方債現在高、それを町民1人当たりに換算した金額の表記。

最後に、6番目としまして、それぞれの文言の用語の解説。

こういったものを盛り込めないか、これの可否を伺いたいと思います。

続きまして、3番目、避難スイッチについてお伺いいたします。

昨年、西日本の平成30年7月豪雨の被害検証結果が出ており、最近NHKでも検証番組が放映されました。また、本年も、九州北部豪雨では多くの方が、避難指示が出されまして

避難をされております。西日本豪雨の岡山県倉敷市真備町では、ハザードマップ上で洪水浸水が予想された地区の方々が、避難指示が出されていたにもかかわらず、避難されず、とうとい命が失われました。真備町のハザードマップと実際の洪水浸水地域を見ますとほぼ一致しております。同様に、その条件に近い地区が河合町内にもございます。大字川合、大字長楽の曾我川と不毛田川に挟まれた地域です。この地域は、大雨による内水氾濫が想定され、また大和川の流れにせきとめられる形で曾我川の水位が急激に上がるバックウオーター現象が予想される、想定される地域と思われまます。浸水が始まり避難となった場合、特に夜間になりますと避難行動は困難をきわめます。以前から言われていることですが、実際に避難指示が出されていても、避難されない方が、その方のほうが多くて、そのことによって、救助作業も困難をきわめる、生命の危険にさらされる状況が多々あります。

心理学の用語で正常性バイアスという言葉があります。人間には何か出来事があったために、それに反応していると、精神的に疲れてしまうため、ストレスを回避するために、心の不安を守る作用が備わっています。人間が予期しない事態に対峙したとき、あり得ないという先入観や偏見が働き、非常事態を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き、脳のメカニズムを指します。

近年、防災行動、避難行動には、この正常性バイアスという心の働きを踏まえて考慮することが提言されております。加えて、住民みずから避難を回避する基準を決めておく、そういった取り組みなどを避難スイッチの設定といいます。

これまで申し上げたことを踏まえて、3点質問させていただきます。

1、6月定例議会一般質問にて、河合町防災計画の運用について質問いたしました。そのご答弁の内容に、地域住民の方々が助け合ったとありましたが、そういったことを促すためにも、西日本豪雨の教訓を調べ、把握し、河合町内の類似地区を調べ、被害を想定し、その対象地区の住民に情報提供を直接行い、新たな取り組みを勧奨していく。その役割は、行政サイドにあり、担当官がそれにあたるべきだと考えますが、ご答弁ください。

2つ目、加えて、避難スイッチの設定の手助けとして、洪水、氾濫、浸水の中での避難行動を体験するといった取り組みは検討されていますでしょうか。

3番目、また大字川合曾我川東側地域は、大和川、曾我川に挟まれた中洲の状態、中洲となっております。中洲内で地域を接する川西町と連携しての災害支援計画等の取り決めなどは行われておりますでしょうか。

最後に、4番目、職員の附帯業務について質問いたします。

町の職員の年3回行う町有地の草刈りなどは附帯業務に当たると思われます。しかしながら、それは歳出費抑制のための努力の一つではないかと認識しております。その内容について、4点お伺いいたします。

1つ目、草刈り以外に附帯業務の実績はありますでしょうか。

2つ目、そのことによってどれだけの歳出費が抑制されておりますでしょうか。

3番目、また担当した職員へ手当を支給しておりますでしょうか。

4番目、急病、けがに対する保障はどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

以上、4点質問させていただきます。再質問、追加質問については自席にて行います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、2番目の広報「かわい」における当初予算掲載時などの追加表記ということで回答させていただきます。

本町では、毎年度、予算・決算や執行状況、財産、町債及び一時借入金の現在高などについて、定期的にお知らせするとともに、健全化計画見直しの内容やその成果などについても、町広報紙やホームページを通じて、住民の皆様にお知らせしております。

しかし、町が行財政運営を行っていくためには、何よりも住民の皆様のご理解とご協力がが必要です。そのため、住民の皆様が町の財政状況に関心を持ち、また理解していただくためには、できる限り財政情報を共有する必要があると考えております。

今回、提案いただきました内容につきましては、広報紙への掲載を前向きに検討させていただくとともに、またあらゆる機会を通じて、住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 私のほうから、3つ目の避難スイッチについてということで3つの質問にお答えさせていただきます。

まず、豪雨被害のあった河合町内における類似地区について情報提供を直接行い、新たな取り組みを推奨していくべきだと、担当官がそれに当たるべきだということに関してでございますが、まず河合町におきまして、洪水浸水想定区域として、川合、長楽、大輪田、城内、薬井地区に関しまして、特に危険だということは認識しております。

そういった地区に対しての情報提供や避難行動の重要性を会議等の機会には訴えていっているところではございます。

ただ今年度、新たにハザードマップ、浸水想定区域のことを指しますが、を作成する予定をしております。そちらの作成が終わりましたら、その周知を契機に地区での避難計画を作成いただけるよう、自主防災会、自治会等に働きかけてまいりたいと、そのように思っております。

また、担当課、危機管理官とのことではございますが、前回、お答えさせていただきました災害時における情報連絡体制、そちらのリーダーとして企画部長とまちづくり推進部長がリーダーとなっております。そのサポートを企画部の次長と私、安心安全推進課長が当たっているところでございます。

それと2つ目の洪水・氾濫・浸水の中での避難行動を体験するといった取り組みの検討はということではございます。

町のほうの総合防災訓練を初め、地区で開催されている防災訓練のメニューにそちらのほうの内容を組み入れていただけないか検討いただくために、浸水時の体験をできるような訓練など具体例な情報を提供してまいりたいと、そのように考えております。

3つ目の曾我川東側地区における川西町との連携取り決めはということではございます。

城古大字におけます曾我川東側地域に関しましてではございますが、実際のところ、川西町さんとの協議は行ってはおりません。今後、ご意見いただきましたので、速やかに相談してまいりたいと考えておるところではございます。

そこで、そこまでの間といいますか、避難準備、高齢者と避難開始が発表された段階で、地元自治会や消防団にもご協力をいただきまして、早期な避難の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、4つ目にご質問いただきました職員の附帯業務につきましてお答えいたします。

まず、草刈り以外に附帯業務の実績はありますかというご質問ですが、この町職員が行います年3回の草刈りにつきましては、財政健全化の取り組みとして、従来業者発注により実施していたものを職員が実施しているものなんですけれども、この附帯業務というものを業

者発注が可能であるが、職員が実施しているものと定義づけますと、町の行事などにおける駐車案内とかそういったものも該当し、広い意味ではほかにもあるかもしれません。

そして、このことによってどれだけの歳出費が抑制されていますかということですが、この年3回の草刈りを業者発注した場合の費用を試算いたしましたところ、約600万円となり、この額が年間の歳出抑制額と考えております。

そして、担当した職員への手当の支給ですが、職員への手当は支給しておりません。

あと急病、けがに対する補償に関しましては、急病、けがなど職員に対する補償というのは、公務遂行上のものでございますので、公務災害の制度により補償されることとなります。

また、補償に関しましては、職員の作業により第三者に何らかの損害を与える場合も考えられますが、このような場合には、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で支払われる保険金により賠償することとなっております。

以上となります。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、1番目の町長の施政方針についてちょっとお答えをしたいと思えます。

ご質問の河合町リファイン・再活性化プランが選挙公報になかったのは、単に紙面編集の都合でありまして、基本的な姿勢や考え方は変えておりません。5月の就任以来、町内外の情勢を吸収する中で、公共施設の利活用、教育の町、それから子育て環境の充実が今必要だと改めて認識しているところです。

それを具体化する計画を河合町リファイン・再活性化プランとして、新たに策定していくのか、また既存の都市計画マスタープランや公共施設総合管理計画をベースに推進するのか、また、次期街再生総合戦略などアレンジしていくのか、その方法はこれから検討していく予定であります。

午前中も答弁した内容と重なるんですけども、素案は今できつつあります。公共施設の見直しを中心とした素案はできつつありますので、議員の方々、また町民の皆様にもご提案を申し上げまして、いろいろなご意見を聞いて、それで進めてまいりたいと強く考えております。

今後の河合町の道しるべとなりますグランドデザインを早期にお示しして、進めていく所存でございますので、今後ともご協力のほうよろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 再質問については、設問ごとに個別で質問させていただきます。

当初のところ、1番目の施政方針についてに関しては、お考えをお伺いして、それに関して質問というのはちょっと考えてなかったんですけども、1つ、お話しさせていただきたいことがございます。

先日、県主催のパネルディスカッションございました。清原町長も最後になって時間がこう限られる中で、河合町の強みというか、これから伸ばしていきたい、考えていることを限られた時間の中で汗をかきながら一生懸命お話しされていたのを、私も同席させていただいてお伺いいたしました。その中で魅力あるまちづくりをまず進めていくというお話がありましたが、ここでちょっと紹介させていただきたいというか、町民広報の方とお話しさせていただいた件がありまして、八尾市に今在住の方なんです、八尾の駅前のマンションに住んでいらっしゃる方なんです。その方がニュータウンのほうで土地を購入しまして、今、その古い家屋を壊して新しい建物を建て、その後、入居予定の方、その方とちょっとお話をさせていただいたんです。その際に、魅力あるまちづくりというところの部分で、私としては、町長、こう考えているというお気持ちというか、そういったものをお話しさせていただきましたところ、やっぱり判断基準として、財務指標というか、そこもやっぱり見るらしいんですよ。若手の方というのは、時代が変わりまして今インターネット等ですごく情報がすぐ引き出せるんです。その方々は、その若手の夫婦の方々は2歳のお子さんをお持ちの方なんですけれども、当然子供の将来も考えて、財務指標というのはチェックしていると。その上で新しい町長さんになって新しい風が吹くんじゃないかと、そういうところも期待も込めて将来のことを考えていきたいというところで移住を考えていらっしゃると。実際にもう建物が建ち始めているんですけどもね。そういう状況の中で、魅力あるまちづくりというところでも、やはり財務指標のところの部分、やはり目標としてどういうふうに目指していくか、それだけでも判断基準として魅力あるまちづくりの一つの方針として何らかの形でアピールというか、広報活動を行っていくのも必要ではないかなと。確かに今の財政状況というのは厳しい状況で、例えば、ランキング的には何か低かったりしますね。ところが、それを変えていくんだと、そういう意気込みを数値で知りたい、目標としているものを知りたい、そういったところというのは、やはり町外の方々も関心を持って見ていらっしゃいますので、で

できればそこもちょっと考慮に入れていただきたいと思いますと考えております。

この点に関しては、ご答弁のほうは結構でございます。ありがとうございました。

続きまして、2番目の広報「かわい」についてなんです、前向きに考えていただいているということでご答弁いただきまして、ありがとうございました。

町民一人一人に問題意識を持ってもらう、何でこうなっちゃったんだろうねではなくて、今現状での現在進行形の問題として、町民一人一人の方が問題意識を持って、だからこういうことをするんだ、こういう事業を行っていくんだ、見直していくんだ。そこをご理解いただくためにも、しっかりと紙面の中で、ページ数ふえるかもしれませんが、いろいろあるかもしれませんが、できれば恥ずかしい数字かもしれませんが、失礼かもしれませんがね。そこから再生していくんだという意気込みを示すためにも、そういった数値の表示というのはこれからしていきたいと、していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

3番目の避難スイッチについて質問させていただきますが、ハザードマップですね、最新版が出るというのは、国からの新しいハザードマップの策定も昨年度ありましたので、もうそろそろそういう時期かなと。今現状で町のホームページで見ますと、平成20年度版なんです。そろそろ刷新の時期だと考えております。進めていっちゃるといんですが、これ具体的にいつ町内各戸に配布されるのか、そこをちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） こちらにつきましては、年度内には完成させていただいて、次年度当初にはお配りさせていただきたいなというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 続きまして、そのハザードマップ、新しくハザードマップができて配布された後に、それぞれの地区によって災害支援計画を提出していただくということでご答弁いただいたんですけども、過去にこういったことございましたでしょうか。こういった形で回答いただいた大字とか、その自治会というのはございましたでしょうか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 過去にはこういった、正確には地区防災計画というんですが、そ

れは提出されたことはございませんでした。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私自身も、その大字というところの大輪田に住んでいるものでして、その中で大字の役員会というのを月1回あるんですね。そこに出席させていただいているんですけども、こういった避難計画といったところの類いのお話をしましても、先ほど私申し上げた避難スイッチという話のレベルにしますと、非常に避難スイッチが入るレベルがすごく高いんですね。理由としましては、この地域というのは、本当に天変地異から守られている地域なんです。しかしながら、2年ほど前ですかね、初めて町制始まって以来、河合町となって始まって以来の避難指示が出されました。時代がちょっと変わってきて、災害時規模もちょうとさま変わりしております。そういったところを踏まえて、強く大字会とか、そういった連絡協議会においては求めていっていただきたいと。私としましても、地域の住民の方々に対して情報発信をして、必要なんだよというものを私自身も運動して行っていきたいと考えておりますので、ご検討というか強く進めていただきたいと考えております。

続きまして、現状において、川西町と町を、町域を接している地区がありまして、その部分での協定等は今のところないという形であるんだと思うんですが、ハザードマップを大きく見ますと、古いものを見ますと、川西町の実際、その河合町と接している地域の方々というのは、ほぼその川西町の方々にはハザードマップで浸水想定地域になるんです。そういったことも踏まえてどちら側に逃げるのか、例えば、河合町と川西町で町域を挟んでいるから、例えば、道1本隔てて2メートル50センチしか違ってないのに、それぞれ避難する場所が別、中洲であるにもかかわらず。そういった形の避難の形というよりは、できればその地域全体で、その中洲全体でどういうふうに動くかというのも検討いただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後になりますが……。

○議長（杵本光清） 常盤議員、残り1分。

○2番（常盤繁範） はい、わかりました。

最後になりますがね、4番目に関しましては、また後日、場をかえて質問させていただきますが、最後にちょっと私としては申し上げたいこととしまして、6月の定例議会においては、災害に関しての関連質問というのは私1名でした。今回、9月議会定例議会においては、坂本議員、梅野議員、合計私も含めて3名、3名の人間で災害関連の質問をさせていただき、

非常に私としては心強い限りでございます。

理事者サイドに要望するだけではなく、地域の住民の方々に対して、私自身も働きかけを行い、町民全員で生命、財産を守るため、理事者の皆さんとともに形づくりを進めていきたいと考えておりますので、全ての方々に今後ともご協力をお願いしたいと考えております。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 中山 義 英

○議長（杵本光清） 10番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問を行います。

1、行政運営について。

清原町政になってから、もうすぐ5カ月になります。しかし、依然として清原町長は、どんなまちにしたいのか、河合町が抱える課題の中で何を一番優先的に行っていくのか、河合町のまちづくり、行政運営に対する町長のビジョンが全く見えてきません。町長は選挙公報の中でいろんな取り組みを公約されていますので、質問します。

1、河合町の財政健全化は喫緊の課題であり、一刻の猶予も許されない状況にあります。

町長は選挙公報の中で、魅力・競争力・税収アップで財政再建と公約されていますが、町長は、河合町のまちづくり、行政運営に対してどのようなビジョンを持ち、どのような行政運営を考えておられますか。具体的な説明を求めます。

また、町職員から企業誘致セールスリーダー、空き家活用移住相談員を選抜すると公約されていますが、町長に就任されてから今までにどのような取り組みをされましたか。また、これら担当職員選抜の基準と現状はどのようになっていますか。

2、職員のやる気活用ということを公約されていますが、具体的に職員のやる気活用とはどういうことですか。また、職員にやる気を持たせるにはどうしたらよいと考えておられるのか、詳しい説明を求めます。

3、シルバー世代の知恵・経験は町の財産と選挙公報で言われていますが、シルバー世代のこういった知恵・経験をどのような分野に活用しようと考えておられるのか、説明を求めます。

テーマ2、財政健全化について。

財政健全化に関連して3点質問します。

1、6月議会で町税の平成30年度滞納額について確認しましたが、その後の滞納額の処理状況はどうなっていますか。また、平成29年度以前までの町税に係る滞納額及び過去5年間の不納欠損額はどれくらいありますか。河合町は滞納額を減らすためにどのような取り組みを行っていますか。

2、9月1日現在、収税係の担当職員は2人です。このまま2人で町民税を初めとする6つの税と介護保険、後期高齢者医療保険の保険料徴収業務を行っていけば、過度の負担による職員の健康上の問題や、ひいては徴収業務全体に支障を招くことが考えられます。そういった点を踏まえ、6月議会で税の徴収に関して、県税OBや国税OBといった外部の人材を活用した新たな組織の構築を提案しましたが、その後、人材活用に向けた動きはどうなっていますか。

3、町民税と固定資産税は河合町の基幹税です。令和元年度、広報「かわい」8月号で、令和元年度河合町一般会計予算の歳入において、町税収入の占める割合は歳入全体の32.3%であり、河合町にとって重要な財源であることが示されています。町長は、基幹税である町民税と固定資産税の税収確保に対して、どのような認識を持っておられますか。

また、町長は、選挙公報の中で、魅力・競争力・税収アップで財政再建と公約されていますが、どのような税収確保の取り組みが必要と考えておられますか。

以上で、登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、私のほうから、先に、税務課にいただいております2番、財政健全化について、（1）徴税等の滞納額及び不納欠損額、滞納額削減の取り組みについてお聞きになられていますので、回答させていただきます。

まず、1つ目の質問、町税の平成30年度課税分出納閉鎖後の滞納額の処理状況はどのことですので、平成30年度分の町税全般の出納閉鎖時の滞納件数と滞納額、9月1日現在の滞納件数と滞納額、減少件数と減少額を報告させていただきます。出納閉鎖時滞納件数355件、滞納額1,597万9,000円であったところ、9月1日現在、滞納件数277件、滞納額1,349万5,000円、減少件数78件、減少額248万4,000円となっております。

続きまして、2つ目の質問、平成29年度以前までの徴税に係る滞納額及び過去5年間の不納欠損額、一般会計特別会計はどうなっていますかということですので、こちらも先ほどと同じく報告させていただきます。合計滞納件数528件、滞納額5,844万6,000円であったところ、9月1日現在、滞納件数466件、滞納額5,187万1,000円、減少件数62件、減少額657万5,000円となっております。

続きまして、過去5年間の不納欠損額を報告させていただきます。

まず、不納欠損額を報告する前に、不納欠損額とは、未納になっている町税等のうち、徴収の見込みが立たない等の理由で未納金から除くことを言います。

それでは、報告させていただきます。一般会計分過去5年間合計不納欠損件数1,018件、不納欠損額3,700万6,000円、特別会計分過去5年間不納欠損件数751件、不納欠損額4,635万7,000円となっております。

続きまして、3つ目の質問、滞納額を減らすためにどのような取り組みを行っていかるとのことですので、現在の取り組みと今後の計画、取り組みをお答えさせていただきます。

まず、滞納額を減らすための取り組みとしまして、今までから行っている夜間徴収や滞納者で奈良県下に転出された方に対し年末に戸別徴収、また、昨年と同時期との徴収率を毎月比較して、下回っている税目を重点的に税務課全職員にて戸別徴収を行っております。

また、今後は、今までの取り組みに加え、新たに、文章催告の際に色つき封筒を利用し、滞納者の目につきやすくし、県と共同で徴収に取り組む旨を記載したチラシを同封するなど、より効果的になる工夫をしたり、現年滞納分にかかわらず、納付意志が見られない滞納者に

については早期に催告し、差し押さえをする。

また、納付方法が多様化していることを踏まえ、既にも実施していますコンビニ収納に加え、ATMやネットバンキングで直接入金ができるペイジー納付が考えられますが、これらについては当町だけでなく共同で納付書を作成している他町との調整も必要となるため、会議の際に議題として上げることを考えています。

以上が税務課に対しての質問の回答でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、次に、質問いただいております徴収体制の整備、そして外部人材の活用についてお答えいたします。

少ない職員で困難な業務に対応するためには、外部の人材活用も手段の一つであると考えております。そこで、前回の議会におきまして、税務職員のOBといった外部の人材活用についてご質問いただきましたので、税務課において、大阪国税局、税務署、県税事務所、そして実際に国税のOBが勤務しておられる市に対しまして聞き取りを実施しております。国や県で定年退職になった方に関しましては、その後、再任用職員として、なれた職場で勤務を希望される場合が多いことから、本町で同等程度の勤務条件を提示したとしても、国、県、OB等の人材確保はちょっと難しいと判断せざるを得ない状況ではありました。

ただ、このような課題もある中ではありますけれども、町の主要自主財源であります町税確保の重要性、これを意識し、外部人材の活用や町職員の異動、そういったことにより、引き続き徴収体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、議員からお示し願いました4点についての質問につきまして、順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、魅力・競争力・税収アップについてお答えします。

5月の町長就任以来、町民が集まる機会、例えば各種会議、イベントなどに積極的に参加し、町の現状把握に努めてまいりました。その中で、町民が本当に求めていることは何かを見きわめることに時間を割いてまいりました。一方、町の組織把握にも努めてまいりました。幹部職員だけでなく、今後、全ての職員とコミュニケーションを図りたいと思っております。

ご質問の企業誘致セールスリーダー、空き家活用移住相談員につきましては、いましばらく猶予をいただき、町内外の状況をしっかりと把握した上で検討したいと考えております。担当職員につきましては、基準などを設けるのではなく、職員のスキルと適正をいろいろな手法、例えば講演会参加レポートや各種会議での発言内容などで評価し、適任者を選任する等の方法を考えています。

次、2点目、職員のやる気活用についてお答えします。

職員にやる気を持たせるためには、労働に対する対価である給料が確実に支払われていること、そして、その支給の根拠になる人事評価が正当なものであることが重要と考えております。また、それぞれの職員がその適正に応じまして、必要とされる職場において活躍し実績を積むことも、やる気を持つことにつながります。

職員のやる気活用とは、これらのやる気向上につながる要素を整備し、適材適所において職員が持てる能力を発揮できる機運を醸成し活用していこうという、そういうものです。

次に、3点目、シルバー世代の知恵・経験は町の財産についてお答えいたします。

特に分野を特化するものではありませんが、町内にはさまざまな分野で活躍しリタイアされた方がいると認識しております。そういう方々にメンター、指導者・助言者となっていただき、行政課題への助言や職員へのアドバイス、時にはともに行動し問題解決を図っていくこと等を期待したいと考えております。また、メンターとして活躍していただければ、それが高齢者の生きがい、活力になり、健康寿命を延ばすという副次的効果も期待できます。

人材につきましては、当面は形式的に行うのではなく、町民や職員からの情報提供及び広報取材等の中で発掘できればと考えております。7月に若手職員を中心とした広報編集会議を編成いたしました。積極的に町内へ出かけ町民と対話することを求めています。そういった機会に、しっかりアンテナを張り、人材情報をキャッチしてくれればと期待しております。

ある程度シルバー人材が確保できれば、次のステップでシルバー人材センターの業務拡大も視野に入れたいと考えております。

具体的には、文化、スポーツ、芸術などの講師やインストラクターとして、また行政や町内中小企業へのコンサルティングなどの知的活動も展開できればと考えております。

最後の4点目になります。

町民税、固定資産税の税収確保に対してお答えします。

人口が減少する中で、町民税、固定資産税を含めた歳入を確保するのは一層難しくなっております。特に町民税につきましては、景気の動向や納税者の減少の影響を受けるため、人

口減少に歯どめをかけることが重要な課題であると認識しております。また、固定資産税に関しましては、地価の下落傾向や新築家屋の減少、相続放棄の増加などにより、税収の確保はより一層厳しさを増すものと考えています。

このような状況の中では、あらゆる方法で税収確保に努めることが重要課題であると認識しています。

長期的なビジョンのもとで人口減少対策に取り組むとともに、ご指摘いただいた徴収体制の充実などにより、税収確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、どのような税収確保の取り組みを考えているかについては、歳入の増収が図れるよう、交流人口の拡大につながる観光振興策や、認定こども園を軸とした若い世代の定住化の促進につながる施策を強化することです。新たな企業が進出しやすい環境づくりや、商業や農業などの既存産業の活性化など、地域産業の拡大や雇用の確保を図り、活力あるまちづくりを進めることで、税収確保の取り組みを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、テーマごとに私のほうは質問させていただきます。

まず、先ほど町長の説明で、町長は、河合町の現状を把握した上で、住民が一番求めていることを優先的にやっというふうなご答弁だったと思うんですけども、そういった考え方は私はそれでいいんですけども、私が質問しているのは、5カ月たっても清原町長のまちづくりのそのビジョンが全く見えてこないし、財政健全化に対する危機的意識が全く感じられないということです。

町長は選挙公報の中で、魅力・競争力・税収アップで財政再建と公約されていますので、この3つの中で清原町長はどれに力を入れていこうと考えておられるのか、答弁お願いいたします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 3点ともに本当に重要なことだと考えておりますが、特に魅力アップが税収のアップにつながるものと強く考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） わかりました。魅力ということですね。

では、次にお尋ねします。町長は行政運営を管理と考えておられるのか、それとも経営と
考えておられるのか、お答えいただけますでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の質問にお答えします。

経営感覚を持った行政運営が必要だと強く考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 行政運営を経営と考えておられるとしたら、先の総務常任委員会におき
まして、河合町一般会計補正予算に付託された幼児教育・保育の無償化の予算もそこに計上
されていたんですが、私は苦渋の決断でやむを得ず、河合町一般会計補正予算には反対しま
した。

反対理由の一番の要因は、認定こども園に係る通園バスの運行委託費、給食調理委託費に
ついて、河合町には業者の選定方法や委託料について全くコスト意識が感じられず、何かつ
くったらええやん、契約したらええやんみたいな感じを受けて反対しました。行政側の説明
で、ある程度納得できるところもあるんですけども、通園バス運行の委託費に関しては3
年の委託契約で2,871万円、給食調理委託費は5年の委託契約で9,240万円が町民の税金から
支払われると思うと、この金額では簡単に納得できません。今、町長は経営というふうにか
えておられるんですけども、ちょっとこれはまずいんじゃないかなと。

それと、あと認定こども園に対する住民の関心は高く、その運営に係るランニングコスト
をいかに少なくするかは、清原町長の行政手腕にかかっていることは当然のことながら、職
員もコスト意識を持って、毎年、毎年、利用者の満足度や経費削減の検証を行って、場合によ
っては1年で委託会社の変更もあり得るというふうな説明でもあれば、賛成という判断に
つながったかもしれません。

また、河合町ふるさとの日「冬」も同じことで、イベントの本来の目的が人口減少対策と
しての移住定住、Uターン、Iターンが目的なのに、実施状況に対する行政側の自己評価は
人集めに重点が置かれ、本来の目的である人口減少対策として行った事業検証の成果が全く
行われず、ここでも、やったらええやんみたいで、税金の無駄使いのように受け取れます。

人を集めるだけやったら、イベント会社に頼んだほうがもっと人が集まると思うんですが、このあたり行政側はどう考えておられますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員のほうから2点質問がありました。

1点目の認定こども園について、ちょっとお答えしたいと思っています。

バス運行及び給食調理の委託につきましては、子供たちに安心安全でかつ安定したサービスを提供するには、現時点では業務委託が最善策だと考えております。バス運行は3年、給食調理は5年の債務負担行為を設定しておりますが、毎年、毎年度、検証する中で、PDCAサイクルを機能させ改善に努めてまいりたいと考えております。例えば、業務履行に当たり発注者の指示に従わない場合については、損害賠償等の責任を負わせることはもちろんのこと、必要に応じて業者を指導し質の低下を防ぐとともに、従わない場合につきましては契約解除もあり得るという姿勢を示してまいりたいと強く考えております。

今後も認定こども園の運営については、先進地の事例を参考にしながらコスト削減に努めると同時に、利用者の満足度アップに努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、認定こども園開園は今後のまちづくりの根幹となるもので、住民の期待の大きさは十分承知しております。園児だけでなく、全ての世代が誇れるすばらしい施設、町の希望のシンボルとなるよう誠心誠意尽くしてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

それから、次に、河合ふるさとの日「冬」事業検証についてお答えします。

検証につきましては、担当職員及び河合ふるさとの日実行委員会で行ってまいりました。今回、4回目を迎えるに当たり、より深掘りした分析にしたいと考えています。今年度は4つの視点、定性、定量、創出、伝達だったイベント評価を行い、それをベースにしましてPDCAサイクルを機能させ、議員ご指摘の本来の目的を達成できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、清原町長が答弁された認定こども園に関しまして、答弁されたことは本当ですか。言われたことは当然、議事録にも残りますし、傍聴されている住民の方もお

られますので、後から言っていないという話は通用しないと思うんです。

そこで、再度確認しますけれども、認定こども園の委託業務につきましては、毎年経費削減とか、それと利用者の満足度等の検証を行って、もし基準に満たない場合、1年でも契約解除はあり得るというふうな解釈をしてよろしいですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員が言われましたとおり、そのとおりで実行していきたいと思っています。間違いはありません。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） わかりました。それでは、毎年の検証結果、それは必ず住民に対しても公表していただきますようお願いいたします。

それから、行政運営に関しまして私が町長に申し上げたかったこと、それは、行政運営を管理ではなく経営と考え、民間のすぐれた経営理念を積極的に取り入れていく必要があるということです。今の時代、町長には経営者としての経営能力が求められるとともに、職員にも経営能力が求められる時代になっています。要するに、自治体の経営能力の差がまちづくりの結果にあらわれる時代になっているということです。自治体間の競争に勝ち抜くためには、いろんなアイデアや工夫を凝らした取り組みを先手先手でやっていくとともに、財政健全化に向けては、町長を初め、職員一人一人が常にコスト意識、経営感覚を持つことが大切です。そして、多様化する住民ニーズの中で優先すべきものをしっかり見きわめ、限られた経営資源である職員や財源を最適に活用し、創意と工夫で町民のために頑張ってもらいたいと考えておりますので、その点、よろしく申し上げます。

それと、続きまして、企業誘致セールスリーダーの選抜基準、検討中ということですが、いつまでに選抜を完了されるのか、その時期を示していただけますでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） いましばらく時間をいただきまして、先ほど説明しましたように、今、いろんな面でちょっと検証している最中でございます。1年ぐらい、1年をめぐりに、公約でも書いていましたので、それで実行していきたいと思っております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 選抜の基準につきまして、先ほどの答弁の中では、基準を設けるのではなく、各種会議等での発言内容を評価して検討するようなことを説明されたと思います。

私が選定基準で町長に申し上げたいこと、それは、選抜に当たって一番肝心なことは、河合町に対する郷土愛や地元愛を持った職員をいかに育成していくことかなと考えます。というのも、いかに知識がある職員でも、郷土愛や河合町職員としてのプライドがなければ、ただ勤務時間内に与えられた仕事を義務的、表面的に処理して終わりといった形になりやすいためです。できる限り河合町への愛着心を持った職員の活用をお願いします。

続きまして、やる気活用ということで町長答弁されていますけれども、現在、河合町で職員のやる気活用ができていますとお考えですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどお答えしましたように、いろんな部分で職員を論議というか、対話というか、いろんな面で職員とかかわることによりまして自信を持たせる、プラスのそういう部分を引き出す、そういうところを今やっている最中でございます。そういう部分で正しい評価を目指して、それを職員に伝えていく、それが一番の大事なことかなということを強く感じております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 職員の対話というのは、それは非常にいいことだと思います。そうすると、私の経験上、職員が一番やる気を持つときというと、やっぱり公平な人事評価、それと事務負担の平準化、それから適材適所の職員配置、それと適正な人事異動、賃金。しかし、一番大事なことは、町長のやる気と具体的な目標設定だと思いますので、そのあたりをちょっと心がけてやっていただければと思います。

それと、もう時間の関係もあるので、次にいきます。

シルバー世代の知恵・経験につきまして、町長から話しを聞きますと、結局、シルバー世代の知恵・経験は河合町の財産というふうに公約されていますけれども、そういった方々をどこに活用していくかということも考えておられませんし、人数も把握していない。単に選挙公報に書かれたただけかなと。実際、そういったシルバー世代で知恵・経験を持った方が、清原町長の公約を見て投票された方、かなりおられると思うんです。そういった方からした

ら、もう、めちゃくちゃがっかりしているなど、私はそう思います。やはり選挙で公約された以上、やはりそれはもうすぐにでも実行してもらわないと、もう選挙の公約違反になるかなと思います。

実際、今、知恵・経験を持ったシルバー世代をどのように選任されていくのか。先ほどは、職員が外へ出て、それでアンテナを張って、そんなこと言うところ場合違うと思います。その辺、選任方法、今、町長のお考え、お示してください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、言われたように、今、本当に地道なというか、そういうアンテナというか、地道に情報を収集する、そういう形になっております。これから、今、指摘ありましたように、ちょっと受け皿をしっかりとつくっていくということを第一に考えまして、取り組んでまいりたいと思います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としましては、選任方法、任意の選任がしがらみにやっぱりなってしまう傾向、強いので、一般公募を優先して、人材が集まらない場合に任意の選任というのはありかなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、時間もあれなので、財政健全化につきまして、まず、3点目の税収確保の取り組みについてご質問いたします。

税収確保の取り組みにつきまして、もっと発展的な答えが聞けるかなと思ったんですけども、あくまで教科書どおりの一般的な答えなので、あえてもうこれ以上指摘しません。また、行政側として、基幹税である固定資産税、それと町民税は重要な税であるということは認識されているということはわかりました。

ただ、答弁の中で、課税漏れについて一切触れておられません。ここはちょっと残念です。行政として、課税漏れに対してどのようなお考えをお持ちかお答えください。これは福井部長、お願いします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 課税漏れのお話でございます。本来、申告漏れというものがあった場合に、それが課税漏れにつながっていると。償却資産等、その辺について限定して言わせ

ていただきますと、申告に基づいて課税対象が定まり課税につながるという認識をしておりますので、申告漏れ、それが課税漏れにつながっているということはあるとは認識しております。

ただ、現在、あらゆる手段によって業種別のリストの作成等をし、未申告者を探す調査をしておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、組織、人員の配置の問題とあわせまして、今後も適切に対応するよう検討、指示してまいりますので、よろしく申し上げます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、福井部長、河合町ではどれぐらい固定資産税の償却資産の課税漏れがあるかご存じですか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） ちょっと現在、私のほうで認識しておりませんので、浮島次長のほうから答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） 課税漏れの件ですが、先ほど福井部長がおっしゃったとおり、償却資産に関しまして、ただいま調査中でありますので、金額に関しては調査中ということで、現在ちょっと把握できておりません。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 奈良県公表の平成28年度経済センサス、それと固定資産税の概要調書から私が個人的に調べた結果では、あくまで推定ですけれども、固定資産税の償却者に係る課税漏れの税額は、少なくとも数百万円から1,000万円以上あると考えられます。6月議会において課税漏れを指摘しましたが、いまだ新たな組織の構築もされていませんし、課税漏れに対する積極的な姿勢がありません。課税できるのに課税しないことは、明らかに課税権の放棄であり、地方税法に規定された権利を行使しないことは法令違反であり、いわゆるコンプライアンス違反でもあります。また、住民監査請求の対象になることを、町長、ご存じで

すね。

今後、そのあたりどのようにしようと考えておられるか、意見あればお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご指摘あったように、税については、本当に1%でも多く取れば、それだけ公平性も出てきますし、今、河合町の場合、収入を増やす、そういう視点にもなっていますので、今、ご指摘あったような中身でというか、取り組んでまいりたいと思います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ほんまにしっかりやらないと、住民監査請求の対象になります。

それと、人材確保ということで、人材確保は難しいというふうな答弁がありました。これ、はっきり言うて、要は人材確保でけへんって、河合町がそれ相応の給料を払わない、いわゆる給料の待遇が悪いからじゃないですか。私が知る限りで、奈良市、それから大和高田市、五條市、ここに国税OB、県税OBの方はおられます。任期付職員として係長級の給与待遇で働いておられます。だから、河合町も、出すもの出したら人は集まるはずですよ。そこをもうちょっと言うてください。この答弁ね、集まらへん、そんなの通用しないですよ。現に働いている人はおるんですから。

それと、あと、要は、清原町長がシルバー世代の知恵・経験は町の財産と言うておられるんで、今こそそういった人材を活用するときじゃないですか。私はそう考えます。

それと、報酬につきまして、河合町においては次長級待遇の理事、参与、参事といった役職がありますよね。朝も質問ありましたけれども。これらを全部廃止して、再任用職員並みの給与に変えたら、国税OB、県税OBに支払う給与分は十分捻出できると考えますが、副町長、どう思われますか。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 現在の町での再任用の方の待遇については、ちょっと私からは意見を差し控えたいと思います。

ただ、私も県の職員時代、桜井市に3年間出向しておりました。これは県と市とが協働してやる事業について、調整役ということもあって桜井市に行っておりました。ちょっと自慢のような感じになりますが、滞っておった事業が3年間で達成したというようなこともあり

ました。だから、その町で働いている職員の底上げ、ボトムアップも大事ですけども、外から見た河合町の現状とか、そういうような意見も取り入れるという、こういう姿勢は非常に大事なことであろうかと思えます。

中山議員も、生駒市の職員時代に外の方のご意見を伺いして、そして官民が協働となってやられた事業を促進して、表彰された経験もおありと聞いております。その後、河合町出身だということで、先ほど税制の関係がございましたけれども、課税漏れをこちらのほうに非常勤職員として来られていましたときに指摘していただいたというふうにも聞き及んでおります。そのときに町が一緒になって取り組んでおれば、もう少し今の質問のようなことにこちらが回答を窮するようなこともなかったかというふうに思っております。

それから、今回、私もまだここへ就任させていただいたたった2カ月ですけども、先ほど町長がおっしゃった現有勢力の把握、新しい人たちを入れるにしても、現有勢力の把握というのは、どうしても一番大事なことだと思います。そして、その現有勢力の把握と分析、それのために私は一生懸命、町長のお力添えをしたいと思っております。

そして、6月に、6月の最終日に私、皆様方に承認をいただきました。そのときに、なぜか7対5という、もう本当に僅差で僕は承認をいただきましたけれども、その町長が私をご指名したのも、私の奈良県時代の経験とか、それから県をやめてからも外部の社会福祉法人でありますとか、そういったところで仕事をしていた、そういう経験をこの町政に反映させないかという町長からの思いがあったらと思うと思います。非常に重荷ではありますけれども、微力ではございますが、一生懸命努めたいと考えております。

なお、高田市とか、それから今、隣の広陵町でも、私の元部下が第二の務めとして理事ですか、で就任しています。広陵町では、彼が理事に就任してから、調整区域の区画特区、そういうようなものを提案をして、そして人口は若干増加現象にあるとか。ですから、外から見たら河合町の職員、河合町の住民ではわからない魅力というのが多分、まだまだ内在していると思います。そういうようなものに視点を当てて、そこから新しいものを生み出していく。

そして、昨日、今日と、この議会では本当に議員の皆様方から、きょうの中山議員もそうですが、具体的なお提案とか具体的なご意見をいただいております。こういったものが本当に行政と議員の皆様とで一緒に河合町を元気にしていく、これが本来の姿だと私は思っております。

いたずらに、新聞とかそういうようなことで町民の不安をあおるような事件が河合町で

多々起こっております。例えば、昨日もご質問のところにありましたけれども、夕張の次、夕張の次というふうになると、何か本当にすぐに夕張のようになるのかなというような不安をあおるんですが、夕張市が500であれば、河合町は200です。200というところが全国に何百とあります。ただ、たまたまその平成29年度のときに河合町が2番目であったということです。

ただ、危機的な状況であることは確かです。これを職員一同が再認識をして、この危機的だ、自分たちはもう倒産寸前の会社における職員やというぐらいの危機感を思っ行政に当たらなければならないと思っております。

今後も中山議員を初め、皆様のお知恵とか、それから傍聴に来ていらっしゃる皆様方、多分、こういう町政にご興味のある、ご関心のある方々が傍聴に来られているのかと思います。代表監査委員も来られております。毎年、毎年、監査の末日に代表監査委員も具体的な提案をされております。私もここに赴任させていただいてから読ませていただきました。その中には、もう、すぐにでも実現できそうな項目が何個かあったかと思っております。それ実現のために町長が中心になって実現するために、私も微力ではございますけれども、精いっぱい頑張っまいたいと。

以上であります。ちょっと長くなりました。申しわけございません。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 十分熱意は伝わりました。期待しております。

時間も迫ってまいりましたので、最後になりますけれども、質問させていただきます。

今現在、不納欠損額が5年間で3,700万円余りがまだ不納欠損、残っているということですけれども、不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務は法の規定に従って適正に行われていますか。それと、あと、いわゆる滞納者にはいろんなお金がかかってくるんですけれども、督促状とかの通知にかかる郵送代は1年間でどれだけかかっているのか。わかっている範囲で結構なので、ちょっとご説明お願いできますでしょうか。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務は法の規定に従って適正に行われていますかということですので、回答させていただきます。

税務課では、年に数回、徴収強化月間を設け、滞納者に対する財産調査や滞納処分を行っ

ております。ただし、さまざまな調査や差し押さえによる滞納整理を行った結果、滞納者の財産がないなどの理由で強制的に徴収することが難しく、徴収の見通しが立たない場合は、法律に基づいて滞納処分を停止します。その状況が一定期間続いた場合には、納付義務が消滅して不納欠損となります。

これらのことから、本町も次の3つの地方税法の規定に基づいて処理を行っております。

1、地方税法第15条の7、第4項の規定。内容としましては、無財産、無資力、生活困窮、居所、財産不明が3年間継続した場合。

2、地方税法第15条の7第5項の規定。内容としまして、個人では相続人がいない場合や、法人では会社が倒産、解散し再開の見込みがない場合。

3、地方税法第18条第1項の規定。内容としましては、法的納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによる時効。

以上の地方税法の規定に基づいて、適正に処理を行っております。

また、一番多いパターンは、地方税法第15条の7第4項の規定によるもので、無財産、生活困窮が全体の約96%となっております。

それと、督促状等の通知に郵送料は幾らぐらいかかっているかというご質問ですので、回答させていただきます。

平成30年度、督促状送付5,662件、経費37万7,280円。預金照会2,485件、経費1万6,236円。催告書、差し押さえ予告送付278件、経費2万2,796円。合計8,425件、経費41万6,312円となっております。

以上でございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） わかりました。法に基づいて適正に処理されていると。パターンも生活困窮者が一番多いということですね。

先ほどの答弁で、滞納対策として、封筒の色を変えたり納付環境の改善も行っているということがよくわかりました。

それと、督促手数料、これ1年間で41万6,312円かかっているということで、5年間で200万円以上、そこに電話代足したらそれ以上かかっているということで、納付の際には必ず督促手数料等を含んだ分もきちっと取るように指導のほうよろしくをお願いします。

それと、最後に、私からの提案ですけれども、収納率向上対策として、2カ月に1回程度

でいいんですけれども、土曜日か日曜日、半日か1日、収納窓口を開設してみるのも一つの方法かなと考えておりますので、ぜひ一度検討してみてください。

以上で終わります。

○議長（杵本光清） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 大 西 孝 幸